

第 13 回 施設・研修等分科会

内 閣 府

第 13 回 施設・研修等分科会 議事次第

日 時：平成 19 年 10 月 9 日（火）14:00 ～ 16:48

場 所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1．（独）情報通信研究機構の業務に関するヒアリング
- 2．自動車検査独立行政法人の業務に関するヒアリング
- 3．（独）国際観光振興機構の業務に関するヒアリング

(傍聴者入室)

(独立行政法人情報通信研究機構関係者入室)

小幡主査 それでは、2時を少し回っております。ただいまから第13回「施設・研修等分科会」を始めたいと思います。

第5回の「施設・研修等分科会」におきまして決定しましたとおり、独法の業務に関する市場化テストの議論は、各委員に御担当いただく府省を割り振り、ヒアリングを進めていくことにしております。

本日は、総務省及び国土交通省関係の独立行政法人からのヒアリングということで、私、小幡と内山専門委員が担当となっておりますので、先日の決定のとおり私が議事を進めていきたいと思います。

本日の議題ですが、まず1つ目が、情報通信研究機構でございます。登録点検事業用測定器の較正、無線機器の型式検定等についてお伺いしたいと思います。2つ目が、自動車検査独立行政法人のうち、自動車の検査業務、保安基準適合性検査。3つ目が、国際観光振興機構のうち、外国人観光旅客の来訪を促進するための広報・宣伝等、海外観光宣伝事務所の管理・運営、国際観光に関する情報の収集業務を含みますが、もう一つが、通訳案内士の試験運営業務。この3つについて、それぞれからヒアリングを行う予定でございます。

それでは、第1の情報通信研究機構の業務に関しまして、本日は総務省総合通信基盤局電波部電波政策課の富永課長さんから御説明をお願いいたしたいと思います。総務省からの御説明は15分程度といたしまして、その後30分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

富永課長 それでは、始めさせていただきます。私、電波政策課長の富永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料でございますが、右肩に資料1と書いた横A4版の資料で御説明させていただきたいと思います。先生、ございますでしょうか。

小幡主査 はい。

富永課長 それでは、1枚めくっていただきまして、まず1番目の「無線設備の点検に用いる測定器の較正」についてでございます。

2ページ目にまいりますが、「無線設備の点検に用いる測定器の較正」でございますけれども、無線局を開設する際には、無線局からは電波が送信されるものですから、無線設備の検査が必要となるわけでございます。その検査のうち、無線設備のデータの取得の部分を点検と私どもは呼んでおります。ですから、データの取得の部分は非常に一部分のところであるということでございます。この点検でございますけれども、点検を正確に行うためには、測定器の較正が必要でございます。

次の3ページ目に簡単に較正というものの説明をさせていただいております。黄色のところ「登録点検事業者」と書いてございますけれども、無線設備の点検をする者を「登

録点検事業者」と制度上呼んでおります。登録点検事業者が無線設備の点検を行うわけ
でございます。

例えば左側に鉄塔がございまして、アンテナがございすけれども、この下には送信機
がございまして、こういった無線設備の点検をするわけでございます。中ほどに較正を受
けている測定器、較正を受けていない測定器とございすけれども、較正を受けている測
定器で測りますと、例えば右にございすように、赤線がそもそも真の値だといたしまし
て、正しいデータを取得できることになるわけでございますが、較正を受けていない測定
器で測定した場合には正しいデータを取得できない。例えば赤線以下であると合格といっ
たものが、較正を受けていない測定器で測りますと赤線を上回るということございす
ので、不合格となってしまうということがございす。そういう意味で、較正というもの
は非常に重要な概念でございます。

次の4ページ目にまいりまして、登録点検事業者が較正を行う際に、こういった機関を
利用できるかといったことを示したのが、この図でございます。右の方から、黄色い部分
で「登録点検事業者（民間）」とございすけれども、測定器を持って、先ほどの絵にご
ざいましてように無線設備の点検をやるわけでございますが、その測定器を定期的に較正
をするわけでございます。現在のところ、既に民間の較正機関、それから外国も含めまし
て各種較正機関で較正ができることとなっております。更に、それに加えて情報通信研究
機構（NICT）でも較正ができることとなっております。

下の のところに書いてございすけれども、基本的には登録点検事業者は民間の較正
機関により較正が十分に可能でございます。更に、情報通信研究機構自身は、国家標準を
有しておるものですから、国家標準の維持が基本的な仕事でございますけれども、国家標
準に対して較正したいというニーズがあれば、それにもお応えできるようということ
で、ここは窓を開けているということになります。実態は、ほとんどの皆さんが民間の較正機
関で較正をされております。ですから、情報通信研究機構で較正をされているものは微々
たるものでございす。

5ページ目にまいりまして、ここで結論でございすけれども、無線設備の点検に用い
る測定器の較正につきましては、既に民間の較正機関が多数行っておりまして、公共サー
ビスとして競争入札の対象となるといったものではないと私どもは考えております。

6ページ目が、先ほど申しました較正の制度の概要で、重要な部分を抜いております。
ここで言わんとしておりますのは、この24条の2という条項がございすけれども、こ
こで述べられていることは、各種、民間がさまざまな方法でも較正ができるような状態
になっているということ、この条文で示しているわけでございます。

ということで、まず1点目の較正につきましては、私どもは、もう既に民間の方々が多
数行っていらっしゃいますので、特段の制度整備等、今の段階ではやる必要がないのでは
ないかと思っております。以上が1点目でございます。

2点目に入らせていただきます。2点目が、「無線機器の型式検定」でございます。こ

れもまた専門用語で非常にわかりづらうございますけれども、8ページ目で、型式検定が何かということをまず示させていただいております。

型式検定と申しますのは、海上人命安全条約（SOLAS条約）等によりまして、一定の性能を有する無線設備の機器を施設することが義務づけられている船舶または航空機に搭載される当該無線設備の機器につきまして、定められた性能を満足するか否かを総務大臣が検定するという制度でございます。

海、空の条約がございまして、条約の中で、航空機、それから船舶に搭載するレーダーですとか、無線設備、受信装置等につきましては、こういう条約の中で検定をすべしということが規定されております。

この条約を受けまして、下の部分でございますけれども、型式検定は、条約上、主管庁が行わなければならないこととされております。例えば海上人命安全条約の中では、下の小さい字でございますけれども、章で無線通信というのがございまして、第14規則、性能基準1の中で、「この章の規定が適用されるすべての設備は、主管庁により承認された型式のものとする」ことが条約上、義務づけられております。これにのっとり私ども総務省として業務を行っているわけでございます。

次の9ページにまいりまして、今、申しましたように、総務大臣が国際条約に基づき実施する型式検定ではございますけれども、そのうち一部の業務、試験データの取得という部分につきましては、民間の能力も活用できるようにということで、外部の試験機関に委託することを可能としてございます。ただし、その合否の判定を含めて、型式検定全体といたしましては、国際条約上の義務でございますので、総務大臣が行わなければならないこととなります。ですから、一部分については既に民間に委託できるようにしているということでございます。

それを10ページ目の絵で簡潔でわかりやすいように示してございます。左側の黄色い枠の中が無線設備を製造する事業者でございます。ここで無線設備を製造いたしましたら、私どもの検定を受けるということで申請されます。その申請を受けまして、私どもの中で審査をするわけでございますけれども、私どものやる業務の中で、試験データの取得につきましては、非常に画一的にデータが取得できるという性質上、民間の方々にやっていただけることとしておりまして、情報通信研究機構、または民間でできる制度がございまして、これに対しましては、一般競争入札というものを現在適用してございます。これで試験機関が決まりますと、試験を依頼いたしまして、機器の試験をしていただきます。試験データを取得していただきまして、私どもに報告をいただきます。私どもは、その報告を受けまして、型式検定、審査をするわけでございます。これによりまして、合格のものに対しまして合格証書を交付するということが、実際に運用に持っていけるということになるわけでございます。これが型式検定の実施フローでございます。

11ページにございますように、まとめでございますけれども、無線機器の型式検定自身は、国際条約により総務大臣が行わなければならないとされておまして、実際そのとお

り実施しているわけでございます。ただし、業務の中の試験データの取得の部分につきましては、既に一般競争入札により民間の試験機関を活用できることとしております。この一般競争入札に比べまして、官民競争入札等では、みなし公務員規定ですとか、監督等が課せられることとなりますので、ここの試験データの取得の部分で民間の試験機関に対してより厳しい規制となる官民競争入札等の対象とするということになりますと、民間の能力の活用の観点から適当ではないと私どもでは考えております。

以上、まとめでございます。2点御説明させていただきましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

小幡主査 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました事項について質疑を行いたいと思います。御回答も含めまして2時45分か50分には終わりたいと思っております。

初めに私の方から。今日の御説明は総務省の方からしていただいているのですが、私どもは今回、独立行政法人の業務についての官民競争入札でヒアリングをしようということに来ておりますので、情報通信研究機構という独立行政法人のやっている業務それ自身についてどうかということでお伺いしております。

そうしますと、まず1点目のところで、既に民間の較正機関が行っているという御説明がございましたが、これはまさに電波法それ自身でそういうことになっているということですね。較正器というのは別にこの独法機構でなければいけないことではないということですね。

富永課長 そのとおりでございます。

小幡主査 そういうふうになっているということはよくわかります。もう既に登録点検事業者という、民間の測定器を較正するとき、独法の機構に行かなくてもよくて、民間の較正機関に行けばよいというシステムになっていると、それはよく理解いたしました。

ただ、本日お伺いしたかったのは、情報通信研究機構のやっている較正という業務について、自分でやらなければいけないかという観点でお伺いしたかったのです。おわかりでしょうか。もう既に民間がやっているというよりは、今、独法として情報通信研究機構がやっていらっしゃる較正、御自分で持っていらっしゃる較正器で、場合によっては、先ほど、国家標準を有しているから、この機構で較正したいという、民間の登録点検事業者がいらっしゃることがあれば受けていると、そういうことですね。

富永課長 そのとおりでございます。

小幡主査 その業務を自分でやらないといけないのですかという質問をしていると御理解いただければと思います。

富永課長 そのことについては、較正器として、国家標準を有しているということで、非常に精密な較正が可能になってございます。したがって、民間の皆様方の中で、非常に精密な較正をしたいというニーズがあれば、機構に来ていただけるようにという意味で、窓を開けているということでございます。

小幡主査 要するに、手数料については、機構の較正器は非常に精密なので、普通の民間の較正機関よりは高くなるわけですね。

島田補佐 手数料は確かに民間よりは高いです。

小幡主査 それはどうしてですか。較正器が精密だからというふうに考えればよろしいでしょうか。

島田補佐 そうですね。NICT（情報通信研究機構）の手数料というのは決まっておりますが、NICTから較正を受けた較正器で行うこととしておりますので、民間では低廉なものでサービスを提供いただいているように聞いております。

小幡主査 較正器というものの自身が違うのですか。

島田補佐 そうですね。1次較正器は当然ものすごく精密なものでございますけれども、2つ目の、いわゆる2次較正と言われるものなのですが、そちらの方は、較正器としては精度が少し落ちるものでございますので、それでも十分耐え得るような較正器であるので、民間の方が測定器を較正されるのであれば、当然、安い値段になっております。

内山専門委員 ちょっと済みません、事実的な質問なんですけど、民間の較正機関の持っている較正器自体を認定する制度はあるんですか。

島田補佐 指定較正機関が、1次標準のところに年に1回、較正をしてくださいという規定はあります。

内山専門委員 それで大もとのものに、国家標準に合うということになるんですか。

小幡主査 それは、大もとの機構がやるということですね。

島田補佐 大もとは機構がやっています。

小幡主査 つまり、民間の較正機関は、年に1回、自分の較正器を機構のところに持って行ってやってもらうのですか。

富永課長 国家標準を有している機構のところに持ってきて、年に1回、狂わないかという較正器のチェックをやっているわけです。

小幡主査 それが年間90件というもの。

島田補佐 そうです。

小幡主査 なるほど。そうすると、この4ページの矢印ですが、民間の登録点検事業者が測定器を直に機構に持ってくるという矢印は実際はない。

島田補佐 こちらの方はほとんどないです。まれですね。実際のところは、測定器のメーカーさんとか、完全に限られた用途で1次較正を必要とされる方々が実際来られるだけであって、実際は登録機関はほとんど来ないんです。

小幡主査 そうすると、年間92件と書かれている中は、ほとんどがこちらではなくて、赤の矢印ではなくて、民間の較正機関が第1次較正、自分の較正器について、それは法定で義務づけているという理解でよろしいですか。電波法で検査を法定されている。

島田補佐 電波法の下に較正規則とありますので、そちらの方で担保されています。

小幡主査 なるほど、そういう仕組みですか。民間がこちらにも来る矢印があったもの

ですから、そういう可能性もあるのかとおききしたのですが、そうではない。

島田補佐 正直言って、ほとんどないです。

小幡主査 そうすると、機構の全体の組織図等出していただいていないのでわからないのですが、勿論、試験研究機関ということで研究を主にやっていらっしゃると思うのですが、92件のこれというのは、その中でどのぐらいの位置づけになりますか。

富永課長 ごくわずかです。人間的にもごくわずかです。

小幡主査 というのは、不定期に来るわけですか。

島田補佐 そうですね。こういうのは当然、不定期に来ます。

小幡主査 ただ、1年に1回ということで、大体何月とかに決まってくるとかいうことでもないのですか。

島田補佐 それは逆に較正機関の方でのタイミングの問題になりますので、NICTさんの方は受け側になります。ですから、ばらまけて毎月毎月やっているのではなくて、どうしても重なっているときが多少あるかなという感じだと思います。

小幡主査 そうすると、この較正器についての検査、較正に携わっている、そのためだけの職員というのはいらっしゃるということでしょうか。

丹代総括 これを直接専門としている職員はほとんどおりません。

小幡主査 そうすると、ほかの仕事をしていらっしゃる。

丹代総括 勿論、研究業務その他。

小幡主査 研究業務をしている方がこれをする。

丹代総括 はい。

小幡主査 なるほど。今回のヒアリングに対しまして、既に民間に開いているからという御説明で官民競争入札には適さないというお返事だったのですが、今お聞きした内容であると、その答えではなくて、独法の機構自身の業務についてお伺いしているので、私どもから言うのもおかしいですが、現実の体制として、民間の較正機関の較正器のチェックしかやっていないので、92件程度であるし、職員も専従がいらない、そういうふうにお答えいただいた方がわかりやすかったと思うのです。

富永課長 失礼いたしました。

小幡主査 何かほかにありますか。

内山専門委員 私も今の小幡主査の意見に基本的に異論はないです。ただ、ちょっと確認しておきたいのは、マーケットとして市場化テストが成り立つかどうかという問題は別にして、ロジックとしては、確かにこの機構さんの持たれている較正器というのは国家標準なんですけれども、例えば、その機構の較正器を使って民間事業者が入ってきて較正事業を行うということは、論理的には恐らく可能だと思うんです。そういう意味では、市場化テストの対象にはなり得る。ただ、今、言ったマーケット規模の問題を考えると、そこは別途検討の余地があるということについて、御理解を是非いただきたいということです。

小幡主査 精密な較正器を機構がつくっているというか、持っているというのがあって、

それがあれば、検査はだれがやってもできるということなのではないでしょうか。

丹代総括 合わせるところ自身にノウハウがあるのではなくて、正確な標準を持っているということ自体、それを維持するのが非常に大変だということです。

小幡主査 機械自身が一番ということですね。民間ができるかという話になってくると、その機械はここだけがお持ちで、それをまた日々狂いのないように機械を管理しているところが多分大事なのだらうと思うのです。そうすると、持って来られたものと合わせて較正するという作業自身はだれでもできる。

丹代総括 合わせること自体が特殊ではございません。ただ、勿論、持ってきた本人が合わせてしまうと、公正性という意味はあるにしてもです。

小幡主査 わかりました。ですから、そういう意味で言うと、民間でできないこともないとは思いますが。委託ということで。ただ、年間件数等考えて、職員も専従にいないということであれば、あえて委託するほどのボリュームもないのかという感じもして、お聞きしたのですが。どうも官民競争入札の業務のとりえ方について多少すれ違いがあったようです。

2つ目なのですが。

富永課長 2つ目も、そういう意味では補足させていただかないといけないところがあります。今の観点からすれば、実は今のは制度の中身でございまして、実態はどうかということをお知らせすると、ここの試験データの取得の部分につきましては、今のところは情報通信研究機構だけが入札しております。したがって、そこしかできておりません。これは年間どれぐらい、そもそもニーズがあるかということをお知らせすると、船とか空で使うものですから、非常に数が少のうございます。ですから、年間、平均的に10数件ぐらいしかございません。例えば数件の年もございますれば、10数件の年もございますれば、20数件の年もございますが、平均すると10数件。ですから、月に1個とか、そんなレベルでございまして、非常に母数が少ないというのが特徴でございます。

ただ、母数が少ないけれども、航空機、船舶に搭載するというもので、やはり条約上どうしても避けられない業務ということで総務省がやっているわけでございます。その中の試験業務の部分でございしますが、これは今のところは母数が少なく、民間でやるという実態とはかなりかけ離れるものでございます。やはり情報通信研究機構が請け負ってやっているということでございます。

小幡主査 まず、今回のヒアリングでは、総務省さんがおやりになっていらっしゃる、多分、国際条約上やらなければいけない検定というものについて、どういう出され方をするかということは直接的に対象にしていらないのです。勿論やり方としては、これを民間に開いているということになりますね。一般競争入札ということですから。つまり、一般競争入札の基準に合うところが手を挙げてくれれば、どこでもできる。逆に言うと、独法でなくてもよい、そういうスタンスを総務省さんはもう既にお持ちだということです。

富永課長 制度的にも整備されております。ただし、実態はというと、私どももよくわ

かっておりまして、非常に母数が少ないというのがこの業務の特性でございます。現在、規制緩和ですとか、できる限り民間にチャンスと、あるいは活用するという方向にという大きな流れがございますものですから、私どもとしては、できる限りのことをやっているということでございますが、実態がどこまで行っているかという点について言うと、今、この時点では、この母数が非常に少ない状態では、なかなか民間が参入するところには到底及ばないような状況でございます。入札してくるのもNICTだけという状態です。

小幡主査 つまり、現実に民間が出てきてくれないという状況なわけですね。したがって、この情報通信研究機構のみがやらざるを得ない業務になっている。そうであれば、これは本来、独法としての情報通信研究機構がやらなければいけない業務としてきちんと位置づけるべきではないでしょうか。こういうふうに情報通信研究機構が随契であったり競争入札に出て行って取るというやり方は、しかも委託料というの、そういう入札ですから、総務省、国から、別途もらっているということになります。

私は独立行政法人の有識者会議の方もやっておりますが、何回か、基本的考え方でも出したと思うのですが、自己資金を増やすようにというのは、運営費交付金にできるだけ頼らないでという話としていたしますが、それは例えば試験をやっていたら試験料として適切なものを取るとか、研修をしていたら、研修料として余り安過ぎず、適切な対価を取るとか、そういう話を言っているのであって、業務として職員を抱えて、別の仕事を受けてくるということは想定していません。もしそんな余裕があるのであれば、独法というのはできる限り、本当にやらなければいけないことだけをやるべきですから、余計なものといいますが、余剰人員がいることになってしまいます。例えば何かの一般競争入札に出て行って取るということになると、それは職員が余っているからそういう仕事のできるのであって、独法の中期計画等で自分がやるべき仕事として位置づけられていないものまで余剰職員があるから取ってくるという格好になってしまいます。ですから、それはやってはいけないという形で基本的立場はできていると思うのです。有識者会議の方では。

富永課長 私も、一番最初おっしゃった先生の部分がまさに真実に近いと思います。実態としては、ここがやらなければだめな業務だと思います。私どもとしても、NICTの業務ということで、NICTのタームズ・オブ・レファレンスの中にしっかり位置づけております。競争入札する前は、NICTに対して随意契約をやっておりました。

小幡主査 それも随意契約でなくて、初めからやらなければいけないことであれば、その分は運営費交付金で手当して、業務として位置づけておけばよろしかったのではないですか。

富永課長 そういう意味では、NICTの方から見ると、NICTの業務としてはしっかりした位置づけをされているものでございます。

小幡主査 位置づけされているということは、やらなければいけない業務になっている。

富永課長 そのとおりでございます。

小幡主査 そうなっているのに随契として出しているのですか。

富永課長 一方で規制緩和ですとか、民間能力の活用等、大きな流れがございますもの
ですから、そういった中でさまざまな御指摘をいただいております、私どもとしても、
そういう御指摘に応えないといけないという状況に至りまして、こちらから見た制度とし
て、念のためにこういったものを一般競争入札として入れているものでございます。

小幡主査 念のためというか、それは独法の仕組みからするとおかしな話になってしま
って、独法上、業務としてやらなければいけないものになっているわけね。

富永課長 はい。

小幡主査 それを随契でとって、委託料をもらってやるというのはおかしくありません
か。この業務については、運営費交付金の中ではないわけでしょう。それはこれまでの政
独委の評価のところなどでもう少しきちんと指摘されるべきであったのではないかと思う
のです。それほど量も多くないので、余り正面切って触れられなかったのかもしれませんが、
お話を伺っていて、そこは違和感があります。自分の業務であれば自分の業務として位
置づけるわけであって、やってもやらなくてもいい業務を入札で出ていくというのは、独
法としてはむしろやるべきでなく、そんな余裕はないはずだと、むしろそういう話なの
ですね。そうすると、今の仕組みがむしろおかしいのであって、本来は独立行政法人のやる
べき業務の中に抱えるものだという理解ですか。そういう理解なのですかね。

富永課長 少なくとも現状においては、非常にマーケット的に。

小幡主査 詳しい御説明があれば。できればはじめにお名前をお願いします。

総務省関係者 済みません、総務省技術政策課の松井と申します。最初に富永の方から
説明させていただきましたとおり、型式検定全体については国が、総務省としてやらなけ
ればいけないと、まず大前提がございます。その型式検定を受ける際に、手続の流れがあ
りましたとおり、手数料を国が徴収してございまして、その徴収している中から試験業務をN
I C Tに委託していると、全体の中でそういうスキームになっています。

小幡主査 それは構わないですよ。型式検定自身を総務省さんが御自分でやらない。で
も、普通の場合は、御自分、あるいは独法でやらないでほかに出すという話になりますね。
それは別に悪いと言っているわけではないのですが、問題は独法のことを申し上げている
のです。総務省さんのやっていることを悪いと言っているわけではなくて、それはむしろ
民に開くという、そういうシステムですね。そこで、独法と民を競争させているというこ
とになるのですかね。

富永課長 総務省側の制度から見ればそうなんです、現状は非常にマーケットとして
小さいので成り立たないわけなんです。ですから、実態と制度整備が若干合っていない
ところは確かに先生おっしゃるとおりでございます。

内山専門委員 制度自身に多分そこがある。つまり、総務省さんの制度では一般競争入
札にしているけれども、先ほどから小幡主査が指摘されているとおり、独法としてはそれ
を本来業務として位置づけている。これはつまり、一般競争入札で仮にほかの業者が取っ

てしまったら、機構さんとしては、本来やらなければいけない業務を、運営費交付金をもらっておきながら、やらないということになってしまうわけですね。制度的にそういうことが生じ得るということで、そこはやはりちょっと問題ではないかということ为先ほどから指摘している。

小幡主査 独法の中でこの業務が本当に位置づけられているのですか。中期計画で入っていますか。

富永課長 中期計画に入っています。

小幡主査 入っているのを、もしかするとやらないで民間が受けるかもしれないというのはちょっと仕組みとしてまずいので、本当にそういうふうに総務省さんがなさるのであれば、そこはもう、その業務からは外しておくのですかね。一般競争入札であれば。というのは、民が受けたら、独法はできなくなります。この独法は、中期計画に書かれている業務を急にやらなくなる。

富永課長 実態としては、民がとても受けられるようなマーケットサイズではない。

小幡主査 そうであるならば、独法にも位置づけられていて、そもそも対抗馬はだれも出てこないという話ならば、一般競争入札に出してもしょうがない話ですね。

富永課長 制度の方がかなり先取りしているところがあります。

小幡主査 ただ、随契といわれると、またそこがまずいことになる。

富永課長 それはもう既にそういった状態ではございません。

小幡主査 随契でこの独法が受けるという仕組みなのに、独法の中期計画でこの独法がやる業務になっているというのはおかしいです。仕組みとしてはあり得ない話で、また委託料を別途もらっているとしたら、運営費交付金は中期計画でやる業務を見込んで運営費交付金が出ているはずですから、別のバイパスのような委託料が入るというのは、独法の仕組みからするとおかしいわけでしょう。随契はおかしいということは明らかなので、一般競争入札になって、今度、本当に民間が取ったら、中期計画の業務はどうなってしまうかという話ですね。いずれにしても、ここの辺りの整理は、今回の官民競争入札と直接的ではないのですが、本当に民間でできて、独法でやらなくてもよいという業務であれば、廃止するというところまでできることに、公共サービス改革法はなっているのです。総務省さんの先ほどのスタンスで、今の実態を捨象して、やっていること形式だけを見ると、一般競争入札にかけるというのは逆に言うと民間でやって構わないともう既に思っているわけですね。

富永課長 制度だけはかなり先行しているわけでございます。

小幡主査 そうすると、独法の業務としては要らない。つまり、独法の業務というのは、民間ではやれないから、独法でないとできないことだからといってやっている業務なのですね。そうでないものについては極力、もうやらなくてもよいのであれば業務を廃止してくださいという話になっているので、今、総務省さんのやっていらっしゃることは否定されることになってしまう。そうすると、中期目標、この計画が終わった後で民間にやって

もらいたいということをつくっているということですか。

富永課長 実態を申しますと、船とか航空機に搭載される無線局がどの時点でどのくらい増えるか減るかというのはなかなか難しゅうございます。やはり市場の中でそれは出てくるものでございます。ですから、私どもとしては、制度としてはかなり先取りを、いろんな御指摘がございますものですから、先取りをしておりますけれども、実態は当然、今は非常に数が少ないというのはわかっておりまして、当然NICTにやっていただかないとまずい。ですから、そういう意味では中期計画の中でしっかり位置づけていただいて、それをやれるようにしているという状態でございます。ですから、制度としてはかなり先取りをされていて、改正しない限りはずっとこの制度が続くものだというスタンスでございます。NICTからすれば、現在の状況を鑑みて、NICTが当然しなければだれもできないという状態で位置づけているということになるわけでございます。

小幡主査 もし民間が出てきたら、直ちにその業務はやめればよいということですか。

富永課長 仮に船舶、航空機の搭載無線局がものすごく増えて、先ほどございました、こちらの較正のように、数千とか、そういったマーケットサイズになるような状態が出てきましたら、それはそのときに、民間でできるということであれば、民間に開放することは十分あり得ると思います。実態としては、既に制度整備は先取りしております。

小幡主査 そうすると、いつ、そういう状態になるかわからないので、運営費交付金ではなく委託料で見ると、そういう説明になりますかね。なかなか普通はない説明なのですが、説明するとしたらそういうことですね。毎年毎年、民間が出てくるのを待って、もし民間が取ってくれば、直ちにこの機構は業務をやめる。ですから、運営費交付金で見られると逆に縛られるので委託料にしていると、そうとでも説明しないと、これはなかなか。

総務省関係者 あくまでも、毎年毎年、国から委託を受けながらやっている。だから、国からのニーズがあって初めて成り立っている業務ということだと思います。

小幡主査 総務省は、ニーズはあるけれども、これは必ずしも機構にやってもらわなくてもよいという御判断があるわけですね。

総務省関係者 それはまた別に判断があります。

小幡主査 ですから、民間でも構わないということですね。

総務省関係者 委託されている業務については、そういう性格のものではないかと思えます。

小幡主査 なるほど、わかりました。そうすると、官民競争入札との関係では、民間が出てきたら、この機構は仕事を取らないので、機構の仕事としてそれを官民競争入札に出すことはない、という説明として理解すればよろしいですかね。そうとしか見えませんか。

櫻井参事官 民間が出てこないというのは、どういう理由なのでしょう。先ほどマーケットのことをちょっとだけおっしゃったんですが、コストの問題でしょうか、技術がないということでしょうか。

富永課長 やはりマーケットが一番大きいと思います。月に1件程度の機器のチェックでございますので、それに、要するに測定器を備える、人も備える、そういったことをするというのはなかなか非現実的でございます。

櫻井参事官 入札は個別にやっておられるんですか。出てくるたびに。

島田補佐 いえ、年に1回です。

櫻井参事官 年間で何件出るかわかっているということですか。

島田補佐 ここ3年では、年間数件、10数件、20数件程度です。

櫻井参事官 何件実施するかで当然コストが変わってきますね。したがって、入札をやる以上はその前に何件やるかがわかっていないと入札できないと思うんですけれども、それはどういうふうにやっておられるんですか。

島田補佐 それは、関係業界がある程度ありますので、製品の開発動向というのはある程度調査することになっています。

櫻井参事官 それで初めに確定をして、何件ということで入札をされる。

島田補佐 はい。

櫻井参事官 そうすると、民間事業者の方は、入札参加資格のところではみんなはねられているわけでもないんですか。さっきおっしゃった設備がない。

富永課長 そもそもやりたいという、ふだんからのそういうニーズも何もないんですね。

中藤事務局長 関連して、年間幾らぐらいなんですか。

島田補佐 委託料は、今年度は5,000万ちょっとです。

小幡主査 何件出てきても、ともかくそれでやれという話なのでしょうね。一般競争入札にかけているということは。

島田補佐 大体これくらいだというのがありますので、そうなると思います。

櫻井参事官 職員の方は何人が張りついておられるんですか。

丹代総括 いいえ、専属の職員はいらっしゃいません。

櫻井参事官 設備も、このために持っておられる設備ではなくて、ほかのことに兼用で使っておられるということでしょうか。民間の方がおやりになるとすると、新規の設備がないとできないような事業なんですか。機構の場合には、従来から別の事業のためにお持ちになっている設備を、いわば流用とでもいいましょうか、使うことができるのでコスト的に安くできるのに対し、民間の方は、やろうと思ったら設備を初めから買わなければいけない。そうすると、とてもコスト高になってできないと、こういうことでしょうか。技術的にできないとか、そういうことではないわけですね。

富永課長 はい。

小幡主査 独法が随意契約で受けたりとか、一般競争入札で受けたり、業務としては、やらなくてもよいが、しかし、民間は出てこない。これで本当に民間が出て、負けているとかいう状況であれば、業務自身をやらないという状態になっているので、はっきりわかりますが、そうではない状態なものですから、それを、中期計画とかの関係、あるいは運

営費交付金との関係とかでどういうふうに見るかという、多少ねじれがあるように伺いました。

富永課長 実態をかなり踏まえて、いろいろ説明させていただかないと、なかなか吹っ切れないところがございます。

内山専門委員 先ほど、月1件程度で5,000万ということは、月1回500万とか、400何十万、そういう計算ですか。片手間と言っては申し訳ないですが、それでやるにしている高いなというイメージを受けるんです。

島田補佐 もともと型式検定の申請手数料も100万円以上と結構高い額になっております。これは実際、手数料で決まっていますので、助成を実際それぐらいもらっていますし、実際の運用する、いわゆるメンテナンス費用も必要となるなど、いろいろありますので、それで高くなってしまわざるを得ない。

富永課長 陸上の無線局の場合は、船とか航空機の無線局に比べたら格段に安くできるんです。

小幡主査 いずれにしても、委託料にしても国の予算ですから、運営費交付金というのはそれなりに中期計画との関係できちんと試算して出てきているのですが、ほかのものがバイパスで、5,000万であっても出ていることになりまして、それは独法それ自身の評価の問題だと思えますが、もう少し整理した方がよいような感じはいたしました。

本日は検定ということで2つ、とりあえず伺ったのですが、独法としては施設自身についてどういうふうにしていくとか、いろいろ、全体の問題もございますので、今後もこれに限らず、そちらの業務の場合、ほかに官民競争入札の対象になるかどうかはわかりませんが、さまざまな視点からまたお考えいただければと思います。

では、とりあえず、今の2つ目の検定の話は、政独委の方とも話をし、少々整理をした方がよいと思います。。

ありがとうございました。それでは、ここで情報通信研究機構の業務については終わろうと思います。本日はありがとうございました。

富永課長 どうもありがとうございました。失礼いたします。

小幡主査 それでは、引き続き、自動車検査独立行政法人の業務につきましてヒアリングをいたしたいと思います。

(独立行政法人情報通信研究機構関係者退室)

(自動車検査独立行政法人関係者入室)

小幡主査 それでは、引き続き、自動車検査独立行政法人の業務について、国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課、木場課長より説明をお願いしたいと思います。国土交通省さんからの説明は15分程度といたしまして、その後35分ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、よろしく願いいたします。

木場課長 国土交通省技術企画課長の木場でございます。

それでは、お手元の「自動車検査独立行政法人について」という資料に従いまして説明

をしたいと思います。

まず、「自動車を取り巻く状況」といたしまして、簡単に御説明したいと思います。自動車といえますのは、もう既に我が国に7,900万台普及してございまして、自動車は国民生活とか社会活動にとりましてはなくてはならない、まさにライフラインと同等の、非常に大きな役割を果たしておるわけですが、こういう普及の一方、安全とか、環境とか、社会秩序の維持というような、いろんな課題を抱えてございます。

特に交通事故に関しましては、ここに書いてございますが、毎年6,300人の方が亡くなる、また負傷者は110万人というふうに、非常に大きな社会問題を起こしております、第8次交通安全基本計画でも、こういったものに対応するため、検査の確実な実施なり、街頭検査体制の充実強化を図るといような決定もなされているところでございます。

また、一方で、大手メーカー等による、いろんな不正事案というものも発生してございます。架装メーカーとか大手自動車メーカーによるリコール隠し等々といった問題も生じておるわけですが、また、今回、御議論になろうかと思っておりますが、指定整備工場におけるペーパー車検等の不正疑惑も発生しておるという状況でございます。

環境に関しましては、大気汚染問題、特に大都市部におきましては依然として深刻な状況ということもございまして、こういったことに対応いたしまして、中央環境審議会の方でも街頭検査等の排ガス対策が一層重要という御指摘もいただいております。また、不法投棄車もたくさんございまして、こういったものもなくしていかなくてはいけないという課題があるわけでございます。

また、自動車の盗難事件、また、無保険車とか、駐車違反金未納車両といったような、いろんな社会秩序を揺るがすような事件も起こしておるという状況でございます。

こういった中で、2ページ目でございますが、「自動車検査が果たすべき役割」といたしましては、こういう課題に対応して、安全・安心で環境と調和の取れた「くるま社会」の実現のために、検査はいろんな役割を果たしておるという状況でございます。

まず第1には、厳格な基準適合性の確認によりまして基準不適合車の走行禁止というように、非常に公権力の強い仕事をしておるわけでございます。

当然、暴走族等の不正改造車等々の排除、また不正車検などの不正行為の発見といったことにも対応しておるわけでございます。

また、車検の際に、ユーザーの点検整備の実施促進というように、ユーザーの保守管理意識の高揚という機能も持っているわけでございます。

また、車検のときにリコール未対策車両の確実な回収ということで、リコールが済んでいない車につきまして、年間700万台ぐらいあるわけですが、こういったものを車検の際にはいろいろ情報提供して、確実な回収に寄与しておるということでございます。

また、車検の際には自動車税等の税額確定とか納付確認、また重量税の徴収といったような徴税関係、またリサイクル料金の預託確認、また盗難車とか無保険車、駐車違反車両未納金に対しまして車検を受けさせないということで、こういう社会秩序の維持のための

対応を図ってきておるわけでございます。

3ページ目でございますが、「自動車検査の概要」でございます。車を実際メーカーがつくりまして、これを世に出すに際しまして、まず最初に新規検査というものを受けることとなります。その後、1年とか2年とか3年ごとに継続検査、いわゆる、世間で言う「車検」というのはこの継続検査のことだろうと思いますが、こういったものがございます。また、街頭取締まりとして、一番下にございますが、街頭検査というものも行っておるわけでございます。

この中で自動車検査法人がどういう役割を果たしているかということでございますが、新規検査につきましては、乗用車などのいわゆる大量生産される車に対しましては、車を設計なり生産する、そういったものが適切に行われているかどうか、また、車の衝突試験とか高速ブレーキ試験等の非常にレベルの高い、いわゆる認証基準への適合性を確認いたしまして、また、その設計体制とか設計監理とか生産管理が適切に行われるかどうかというようなチェックを行いまして、これはメーカーが個々の車に対しまして完成検査をして、完成検査終了証というものの提示をもって、国土交通省としてはいわゆる検査証を発行するという対応を図ってきております。

ただ、1品ごとに生産されます、いわゆる架装状態とか、そういったものが1品ごとに違いますトラックとかバス等につきましては、これは検査の段階で諸元の確定等々の作業もございまして、基準への適合性というのは非常に厳格に行われなければいけないということで、これにつきましては、自動車検査独立行政法人の方で、保安基準の適合性や諸元の確定作業も行っているところでございます。

また、継続検査につきましては、その下の方に指定整備工場と書いてございますが、いわゆる民間車検場で約7割がなされております。検査法人の方では、いわゆる検査施設を持たないような認証工場とかユーザー車検、こういった方の検査を行っておるわけでございます。指定整備工場でございますが、これにつきましては、もともと指定整備制度といえますのは、車の点検整備をユーザーが整備工場に委ねる、そういった場合に、いわゆる点検をし、整備をし、将来的な保安基準の適合性についてのチェックを行った上で、その出来栄えチェックとして検査を行った、それを国が行う、現在では検査法人が行っている保安基準適合性の審査とみなして、いわゆる現車提示を不要としておるという制度でございまして。こういった意味で、検査そのものだけを指定整備工場に委ねているというものではございません。

街頭検査につきましては、国の職員と検査法人の職員が一緒に出張りまして、街の中で、暴走族とか、不正軽油を使用していないか等々といった街頭検査を実施しておるところでございます。

次の4ページ目でございますが、実際に検査場でどういう検査かといいますと、ここに書いてございますようなレイアウトで、検査コースの中でそれぞれ検査職員が個々の車の保安基準適合性を確認しておるということでございます。こういう検査機器で検査を行っ

ておるわけですが、自動車といいますが、非常に使用者が多様であります。また、劣化磨耗といいますが、使用形態もさまざまでございます。建築物のように、一度建てたらなかなかその状態は変わらないというものではございません。そういったことから、いろいろ基準の適用、また、その判断等々につきまして、完全に定量的な基準のみで運用できるというものではございません。いわゆる定性的な判断にならざるを得ないような部分がございます。そういったところにつきましては、この検査コースにおける検査官が個々に車を見て、現車をチェックすることによって保安基準の適合性を判断しておるという状況でございます。

次の5ページ目でございますが、「自動車検査独立行政法人の概要」でございます。主な業務といたしましては、保安基準適合性の審査でございますが、こういう検査場における検査とともに、先ほど申しましたように、暴走族とか不正改造車を排除するための、いろんな運動におきます街頭検査というものを個々に実施しておるところでございます。

全国864名の職員で対応しておりまして、これが全国93か所の事務所に配置され、審査を行っておるという状況でございます。年間大体860万台程度の検査を処理しておりまして、こういったものが滞りますと、即時的に保安基準の適合性を判断してございますので、滞ることによって社会活動に大きな影響が生ずるのではないかと考えております。

予算は120億円程度で業務を行っておりますが、19年度予算、運営費交付金で77億、自己収入とございますが、これにつきましては、さきの通常国会で法律改正をいたしまして、手数料の一部を自己収入にする方策を講じたところでございます。

6ページ目でございます。「検査法人の職員以外は担えないとする特殊事情等」について御説明したいと思います。先ほど「自動車を取り巻く状況」ということで御説明いたしましたけれども、自動車というものが非常に社会的に大きな影響を与えるという状況の中で、最終的に保安基準適合性の審査というものは非常に強度の公権力の行使につながる業務でございます。やはり厳正に判断しなければ、車の使用停止ということにつながるものでございますので、サービスの第1は厳正公正な検査を確実に実施することが一番重要な使命であろうと思っております。

ただ、こういった業務を検査法人以外の民間の主体に委ねた場合には、競争原理とか、集客やコスト削減に重点が置かれまして、手抜き検査とか、不採算地域のサービスの廃止等々といった問題が生じまして、国民の安全・安心な生活に重大な影響を及ぼすことになると考えております。

実際問題、本土復帰前の沖縄で検査のみを民間に委ねた場合におきまして、業者間の客引き行為により手抜き車検が横行した経緯もございます。また、民間指定整備工場でも、これは整備と併せて行う制度ではございますけれども、検査を行わずに合格とするペーパー車検等の違反行為も出ている状況でございますので、交通安全とか環境保全が非常に求められている中で、民間に委ねるといのはなかなか難しいのではないかと考えております。

こういった中で、独立行政法人につきましては、もともと国の組織の中で一体的に業務を行って来ておたわけでございますが、こういった業務につきましては、国の厳正な管理の下、独法制度の中で厳正公正な審査を確実に実施できるのは検査法人だけであろうと考えておまして、現在のところ、法律に基づいて検査法人に審査を行わせているという状況でございます。

検査を取り巻く状況として、下の方に3つほど赤字で書いてございますけれども、検査の中では、2割弱の基準不適合車があるわけでございます。直接申請される方の御希望に添えないといいますが、国民全体にとってみると有益ではございますけれども、ユーザーそのものの意に反するような判定もせざるを得ないという状況もございます。また、こういったことから、受検者による合否判定に対する暴力行為が頻発してございまして、第1期中期計画でも2,800件ほどの暴力行為等が発生してあるという状況でございます。こういった中で厳正に検査をするためには、やはり検査法人という形で行わざるを得ないんではないかと考えております。

次の7ページでございますが、「検査法人の質の向上・運営の効率化の推進」でございます。今年度から第2期中期計画をスタートしておりますけれども、この中で、役職員の非公務員化とか、先ほど申しました自己収入化、また、検査法人の業務を、新規検査とか、街頭検査とか、先ほど言いましたユーザー車検の受け皿機能、こういったものに重点化するという方針のもとに、指定整備率の向上策というものを講じてきておまして、こういったことに対応して質の向上、効率化の推進を図ってきておるという状況でございます。

以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、これから3時40分ごろをめぐりに質疑を行いたいと思います。

私の方からまず御質問したいのですが、指定整備工場という既にあるものですね、継続検査であれば、7割程度はもう指定整備工場ということですが、保安基準適合証はここだけが発行することになっているのですね。要するに、この独法を経由せずに。

木場課長 そうです。保安基準適合証を指定整備工場が発行すれば、検査法人の検査を経ずに、直接国の方にその保安基準適合証を出しますと、国から車検証をもらうことができるという制度です。

小幡主査 3ページのところで、車検証交付の手前に、最後に国交省の枠があって、税金の確認とか、駐車違反の納付確認とか、これは国交省御自身がなされる。

木場課長 国交省が行います。

小幡主査 そうすると、いずれにしても、ここの部分は独法も指定整備工場もやらないということですね。

木場課長 はい。

小幡主査 そうすると、御説明のところで、こういうことをやっていますよというのが

ントですが、既にもう指定整備工場も7割あるわけだから、それについても同じことが当然言えるわけです。不正があってはいけないというのは同じ話だと思いますので、取り立てて官民競争入札をできないというのは、既に指定整備工場もある以上は、なかなか根拠として難しいのではないかというのが1点です。

それから、不採算地域のサービス廃止の話ですけれども、不採算のところも含めて、すべて官民競争入札にかけるという話には必ずしもなりませんので、不採算地域についてはどういうふうにするかは、それは切り出し方ですので、いかようにも制度設計が可能ですので、これで官民競争入札ができないというのは、部分的なサービスについての理由をつけているに過ぎませんので、これも根拠にはならないということは、こちらから指摘しなければいけないことだろうと思います。

内山委員、補足はありますか。

内山専門委員 今の小幡主査の第1点について補足なんですが、民間の指定整備工場でも違反があって処分があるということをもって競争入札になじまないという論拠とされていますけれども、今の小幡主査の指摘と若干かぶりますけれども、民間事業者にそういった問題行為をやらせないためには、まず、事前の選任が大事です。つまり、十分能力がある業者を選ぶということ。それから、選んだ後に、その業務を実施するときにはいかに監督するか。事前の選任と事後の監督と2つのポイントがあるわけです。

官民競争入札の仕組みは、その2点において非常にしっかりとできる仕組みになっているわけです。つまり、入札の実施要項をつくるときに非常に厳しい要件を設定して、本当に優れた業者、過去に処分の履歴などのない業者を選ぶ。しかも価格だけではなくて、総合評価方式でやりますので、そういった優れた業者を選ぶことができる。かつまた事後も、例えば立入り検査とか、さまざまな監督の仕組みが官民競争入札の法律で整備されていますので、そういうことを使えば、そういった不正が行われる余地はほとんどなくなるわけです。

しかも、指定整備工場が2万9,000あるとおっしゃいましたが、そのうち処分が300ぐらいということは、悪いことをやるのはごく少数なわけです。2万9,000を監督するのは大変でしょうけれども、官民競争入札でやってきた事業者を監督するのは、数も少ないですし、かつ優れた業者しか選ばないわけですから、指定整備工場を監督するよりもはるかに楽なはずですよ。そういう意味で、おっしゃっている論拠は、正直申し上げて余り説得的でないということを申し上げておきます。以上です。

木場課長 指定整備工場をきっちり監督すればいいではないかということなんですが、指定整備制度といいますのは検査だけを指定整備工場に認めているわけではございませんで、その前に当然、点検整備をきっちりやりなさいということとセットで、ユーザーは車検整備というものを指定整備工場にお願いをします。そうすると、車を点検整備という、将来的な保安基準適合性も含めて点検をし、例えばブレーキですとブレーキドラムを外して、とめるところはちゃんと磨耗していないかどうか、いろんな配管が適切に行われてい

るかどうか、ブレーキ液がちゃんとなっているか、そういった点検整備をして、その上で、その点検整備がきちりなされたかどうかということの出来栄えチェックを検査として我々は認めているわけございまして、検査だけを認めているわけではございません。

検査だけということになりますと、検査といいますのは、その時点での保安基準適合性の確認がございまして、なかなかこれは事後的なチェックができないものでございまして。それはなぜかという、車というのは日々刻々状態が変わるものでございまして。ですから、点検整備なしに検査だけを民間の方に認めますと、検査をやったときはよかったんだ、後から悪くなっただけでしょうという言い逃れがされてしまう。それが点検整備とセットという形になりますと、点検整備というものを行いますと、例えば部品を交換したとか、いろんな形で足跡が残るわけです。きちり適正に点検をし、整備をしたか、また、それに伴う出来栄えチェックが適切に行われたかどうかということの事後的なチェックが、点検整備と一体となってやることによって初めて可能になるわけございまして。それなしに検査のみを指定整備工場に認めているわけではございません。もし検査だけを認めている形になりますと、事後的なチェックは私は不可能であると考えております。ですから、そういった意味で、指定整備工場が検査法人と同様に検査のみのチェックをやっているということではないということをお説明したいと思います。

あと、不採算地域の問題でございましてけれども、採算、不採算を別にして、そういったところに委ねた後、例えば倒産してしまっただけ、あと、その検査をどうするのか。例えば新規検査ですと、その検査場でしか、検査、登録というのは、ナンバーはその事務所しか出しませんので、検査はできません。そういったときに、後が見つかるまでは、そこでの新規検査、車の登録なり、特にトラックとかバスという社会活動、経済活動にとって非常に重要なものが、登録もできない、車が使えないという事態が生ずるわけございまして。そういった意味で、やはり社会的な影響が非常に大きいのではないかと懸念しておるわけございまして。

小幡主査 まず最初におっしゃった点ですが、今、現状は、指定整備工場は、流れとして、整備としてやっているから検査もできるのだというお話で、事後的なチェックは難しいということですが、今、独立行政法人のこの法人はそれをやっていたらいいわけですね。なぜ独立行政法人であれば、難しいことを、できると言えますか。

木場課長 検査法人の場合はもともと国で厳正公正な、国と一体となった業務というのはこれまでもやってきておったわけございましてし、かつ独法制度の中で、例えば理事長の任命だ、役員任命だ、中期計画、中期目標、そういう国の厳格な管理のもとに行っているわけございまして。

小幡主査 それは、国が厳格に管理すると事後的なチェックが技術的に可能になるということですか。

木場課長 いろんな制度的な縛り、そういったもの。

小幡主査 それは、今、内山委員が言われたように、同じ縛りを官民競争入札の場合に、

民間事業者を選ぶときにすればよいということになります。

木場課長 それは結果的に、同じような独法という制度の枠の中の民間法人を認めるということになるわけですね。

小幡主査 いいえ、そうではございません。官民競争入札についての理解がどのぐらいできていらっしゃるかということだろうと思いますが、官民競争入札というのは、普通の民間委託と違いまして、指定法人について、今、どのぐらいの程度の監督をなさっているかわかりませんが、お話では、流れとしてやらせるからよいということで、2万9,000もあるのを、やらせているという感じのお話でしたが、それとは全く違うやり方で官民競争入札の場合は民間法人を選ぶことになります。今、国のかかわりが強いからしっかりできるというようなお話でしたけれども、法人と国とのかかわりが強いからというような、結び付きの話だけからの根拠づけはなかなか難しいと思います。

木場課長 国の結び付きといいますか、先ほど申し上げました国の厳格な管理です。独法制度という厳格な管理の下に。

小幡主査 独法制度というのは私の理解では、国が従来のような形で何から何まで指導するのではなくて、独立して自律的にやってほしいというのが独立行政法人のそもそもの制度です。それはともかく置いておくとしても、官民競争入札の場合は、官が自分でやったと同じようなやり方を民にやらせようというシステムでそもそも制度設計がされています。ですから、法律上もみなし公務員の規定が置かれたり、法律上の契約でない形のさまざまな監督権限、指示権、命令権が与えられたりという、契約でない、法律上の仕組みを初めから仕組んでいるという特殊な制度です。したがって、そこでは、ほぼ言われたことと同じような話ができると思ひまして、不正があるのではないかという心配については、これは官民競争入札という枠組みでやると、かなりの程度払拭されるということです。

木場課長 指定整備制度の中ですら、みなし公務員規定とか、検査員に対してかけている制度の中でも、整備という経済的なインセンティブですね、ちゃんと整備をすればもうかるというようなインセンティブがある指定整備制度の中ですら、こういう不正が起こっているという状態なわけですから、それを検査だけで、法律上の規定があるからといって任せたら、やはりこれは不正を助長するような形になるのではないかと懸念しているわけです。

内山専門委員 先ほどから申し上げていますように、指定整備工場はとにかく数が多い、全国にたくさんある、かつやっている台数も非常に多い。今回、全部で93事務所でしたか、仮に全部やるにしても、1事務所を1つの事業者にやらせても93の事業者しかない。しかも、先ほどから申し上げているように、選ぶときに非常に厳格な縛りをかけて選ぶことができる。本当に能力があって、かつ悪意のないような業者しか選ばない仕組みをつくることができる。しかも、選んだ後に、先ほどから申し上げているとおり、さまざまな法律による監督のための手段が整っている。なので、指定整備工場よりもはるかに監督は楽であり、不正の起こる余地は小さいはずである。ましてや、指定整備工場においてすら、ほと

んどの工場は非常にまじめにやっているわけですから、その割合を勘案すると、市場化テストにおいて不正が起こる確率はものすごく少ない、無視でき得るほどに少ないであろうということをおまへほど申し上げているわけです。

木場課長 指定整備制度の場合は、整備という経済的なインセンティブがある中ですら、これだけの不正が起こっているわけですから、もし指定整備工場に検査のみを委ねたら、当然、先ほど申しました沖縄の事例のように、それは合格率の高いところにどんどんどんどん。

小幡主査 そういうものを合格させれば当然、後でペナルティーが来ますので、そういうことをしてはいけないという形で官民競争入札は初めから選ぶわけです。

木場課長 その事後的なチェックというのはなかなか困難ですよということを申し上げます。

内山専門委員 いいえ、困難ではないです。どんどん検査を合格させてしまったことがわかれば、その業者は明らかに信用が・・・。

木場課長 わからない。

内山専門委員 わからないですか。甘い検査で通して、後でそれが原因で事故が起こったとしたら、その業者の信用に非常に大きな傷がつくわけです。しかも、市場化テストを受けるような業者であれば、相当大きくて、かつ社会的信用もある業者であることが想定されるわけです。そのような業者がそんないい加減なことをやって、自分の名声、信用に傷がつく、ひいては自分の将来的な利益に損失を与えるような、そういうことをやるとお思ひですか。

木場課長 いえ、その後のチェックが、おたく、不正したでしょうということの確認が、検査だけだとなかなか。

小幡主査 それは工夫なさるのですね。官民競争入札の結果、民間にやっていただくということになると、行政の側は何を磨かなければいけないかということ、どのようにモニタリングして、どのように的確に本当に不正があったかどうかをチェックするか、そこが一番大事です。そのノウハウを行政は磨かなければいけないということになります。

今も、12ページにあるように、7割もある指定整備のところ、ペーパー車検でどうしたとか、たくさんあるわけです。経済的インセンティブがあるからといっても、現に2万9,000もあるから、結局はコントロールが十分できていないということがあるわけでしょう。こういうのをわざわざお出しになっていらっしゃるということは、それは認めていらっしゃるということ。確かに3万近いわけですから、なかなか監視が難しいというのはわかります。

今、内山委員が言われたように、今回の話は、とても100いくような話ではない、不採算地域も含めて、全事務所ということは多分ないと思いますので、限られた、民間の技術がかなり期待できそうなところ、信用のある業者が出てきそうなところに競争入札をかけていくとすると、それほど数が大きいものではない。民間は、これは大変な責任を負うわ

けですよ。指定整備工場が全国に2万9,000もあるというのとかなりレベルが違うということになります。

経済的インセンティブとおっしゃったので、ちょっとお伺いしたいのですが、ここは運営費交付金がかかり入っているのですね。手数料は、継続検査についてお伺いしますけれども、指定整備工場については大体幾らぐらい取っていますか、平均的な乗用車で考えたとき。ユーザー車検などで独法に来たものは手数料をどのぐらい取っていらっしゃるのか。それで足りないから運営費交付金が入っているということですよ。それはどういうふうに考えればよろしいですか。

木場課長 現在、指定整備工場で行った場合につきましては、1台当たり1,100円の手数料を取っております。

小幡主査 何が？

木場課長 指定整備に車を検査に出しますと、指定整備工場が最終的に国から車検証をいただくときに。

小幡主査 それは車検証の交付手数料のようなものですね。

木場課長 それと、指定整備工場の監督経費とか、もろもろ入るわけです。

小幡主査 監督経費はとてもそのお金では足りないでしょう。

木場課長 車検そのものの維持のために、車検特会という特別会計を設けて、それですべて賄っております。これは、こういう検査法人の運営から、指定整備工場、いわゆる民間車検場の監督経費もすべて賄って、基準をつくったりとか、そういった形です。指定整備工場で、民間の手数料はどれだけ取っているかというのは、平均的に大体7,000円ぐらい取っておるようですが、例えば指定工場に車を出しますと、ユーザーは当然、点検整備料金と、その民間車検場における、いわゆる検査機器使用料という名目で、大体7,000円とか、場合によっては1万円ぐらいのお金を取っておるのが実態でございます。かつ、そういったところで、いわゆる保安基準適合証を出してもらって、それを国の窓口を持っていくわけです。

小幡主査 それで、国に1,100円払う。それが特会に入る。

木場課長 1,100円が特会に入るという仕組みでございます。ユーザー車検とかの場合は、検査法人に検査をしてもらってやるわけですので、それが今、小型車で1,400円でございます。

小幡主査 それは安いですね。そうすると、1,100円はそれにプラスということですね。

木場課長 いいえ、1,400円の中に、それも込み込みでございます。

小幡主査 そうですか。先ほど、制度改正で特別会計の中からという、改正をなさったというお話につながるわけね。そうすると、比べると、実質300円ということになる。その機器使用料のようなものが。車検証を交付してもらったりする費用ということですね。

木場課長 国に持ち込む方は、指定整備の監督経費は負担する必要がないわけです。

小幡主査 監督経費がないという理解でということ。

木場課長 はい。そういったところはすべて実費を勘案して、当然、基準をつくるための経費とか、制度そのものを設計するような企画的部分とか、そういったための経費を積算いたしまして、具体的な金額を1,100円とか1,400円という形で設定しておるという状況でございます。

小幡主査 それではとてもやっていけないのでしょうか、運営費交付金が入っているということになるわけね。この独法というのは、やっていることは、ほとんどが自動車検査ということによろしいのですか。

木場課長 自動車検査でありますけれども、例えば街頭検査みたいなものは、これは別に持ち込んだ方だけのものではなくて、指定整備の車も全部やっているわけですから、そういったものとか、当然、検査法人における審査の方法というのは、指定工場における、いわゆる出来栄チェックの規範にもなるわけです。ベースになるわけです。ですから、幾ばくかの指定整備扱いで払っていただいた、従来1,100円のうちの幾ばくかのお金を交付金なり施設整備補助金という形で還元をする。この検査法人の業務交付金の方にオンをするという考えを取っております。

小幡主査 オンをするという考えでもよろしいですけれども、要するに交付金を得てそういう仕事をしているということによろしいですね。

木場課長 これは19年度の1月から一部自己収入化という形を取ろうと思って、3か月だけの自己収入の予算になっていきますので、ちょっと変則的な数字になってございます。

小幡主査 そちら辺りは、もう少し細かく資料をいただきたいと思うのです。要するに監視業務というのは、監視をしているのは国ですね。指定整備工場を監視するのはどこがしていますか。

木場課長 国でございます。

小幡主査 この独法がしているわけではない。

木場課長 ないです。

小幡主査 特別会計に入ったものから、自己収入としてもらうというのは、そうすると、監視のための経費を除いたものということですか。

木場課長 指定整備扱いの1,100円のうち、監視経費とか、車検証をもらいますから、車検証の交付の手数料を除いてもらって、あと、制度そのもの全体を設計するための企画だとか、本省の経費とか、そういったものを除いた部分を検査法人の方に流していただいているという形になっています。

小幡主査 1,400円の方は監視が要らないから全部ということになるのですか。

木場課長 交付手数料とか企画部分は除いた部分が検査法人に流れるという形になっていまして、そこを具体的に明確化して、今は1,400円全部国の方に入れていましたけれども、それをきっちり、検査法人にかかる経費は幾らか、直接国の方にかかるお金は幾らかということに分けまして、検査法人にかかる経費だけを検査法人の方に直接お金を支払う形を自己収入化としてスタートさせようということを考えておるということでございます。

小幡主査 ただ、街頭検査にどのぐらいの割合の運営費交付金が使われるのかというのはわかりませんが、街頭検査のほかは、ほとんどやっていらっしゃることは保安基準適合性審査ですね。

木場課長 それとか、規定をつくったり、実際のこういう作業とか、いわゆる保安基準適合性の審査の、実際に保安基準というのがございますけれども、それをいかにチェックするかという方法は具体的には検査法人が定めています。

小幡主査 官民競争入札ということになりますと、どこからどこまで出すとか、その仕組みもこれからいろいろ考え方はあると思いますけれども、御自身のやっていらっしゃるサービスが大体幾らでやられているかということをごきちんとまず、自分自身として分析していただくことが必要になりますから、それも含めてお伺いしたかったのです。

櫻井参事官 要するに、民間の方は大体7,000円で検査を請け負っておられるわけですね。それとほぼ同じことを機構は1,400円で請け負っておられると、こう理解すればよろしいのでしょうか、ユーザーとの関係で言えば。ということは、5,000円以上安くできているということで、その5,000円以上安くできる理由には、恐らく、運営費交付金がそこに充当されているということがあるのではないかとも思うのですが。そうではなくて、非常に効率が高いので、民間だと7,000円かかるものが1,400円でできるということなんでしょうか。それとも、検査の内容が違うんでしょうか。同じ検査でどうしても5倍も違うのか、というのが知りたいのですが。

木場課長 検査法人は数をこなせますから。民間指定整備工場というのは、大体、国の検査場ですと、1コース年間3万台ぐらい検査として処理をいたします。

小幡主査 ただ、いずれにしても運営費交付金が入っていることは確かなので、それは何かに使っているわけですから、お給料とか人件費も含めて、恐らくコストでやっていくわけですからね。いずれにしても運営費交付金の方の、街頭検査を除いた部分でどのぐらいかというのをを出していただかないと、そういうことでは比べられない。

櫻井参事官 交付金が入っているということもあるんじゃないでしょうか。それ以外の面もあるんだろうとは思いますが、それだけで5倍の差というのはちょっと説明がつかないような気がするんです。7,000円かかるところが1,400円でできるということがですね。

小幡主査 つまり、運営費が来ていないとできない。

櫻井参事官 多分、何かほかのお金が入っているということだろうと思うんです。要するに、手数料収入だけでは賄えていないんだろうと思うので、そこは小幡委員がおっしゃったように、運営費交付金が入っているということではないかと思うんです。

小幡主査 今回は経済財政諮問会議の議を受けて、独法を全部見直して、今までも常にルーティーンのこと、私も有識者会議でもやっていたし、政独委でも入っていたのでやってきたのですが、更にやるようにということで今回呼びしているわけです。そうなる、いろいろお話は承りましたが、どうも指定整備工場という民だけで、結局のところ、

保安基準適合証をもらえるというシステムがわきにあり、継続審査で7割ありという現状を踏まえて考えると、独法のみしかこの検査ができない、最終的な保安基準適合性審査という、今やっていることが自分だけしかできないという根拠はどうしても希薄ということにならざるを得ないと思うのです。

そのときに、官民競争入札にどのようにかけていくかというのは、実はいろいろな考え方があると思います。93事務所あるわけですから、先ほどから不採算地域もあるだろうというお話もございましたし、そういうところは初めから除くということもあるかもしれないし、地域ごとのブロックを使いながら規模の利益を出していくというようなやり方もある。この検査コースの中ではなかなか分けられませんね。あとは新規か継続かとか、いろいろな割り方があるかとは思いますが。今おっしゃるような不採算地域というのはそもそも除けばいいという話になりますし、手抜き検査については、手抜き検査が起きないような形に官民競争入札でいかに縛っていくかという、制度の組み方として、我々が一番力を入れなければいけないところがまさにそこにあるわけですから、初めからできないという話は理屈が合わないということになります。

木場課長 繰り返しになりますが、検査のみということになると、やはり事後チェックができないと我々は考えております。

小幡主査 今、現実に、それは国の独法ではできているわけですね。

木場課長 国の独法というのは、理事長の下、これまで審査事務規定を自分でつくってですね。

小幡主査 その説明は伺いましたけれども、それは人的なことをおっしゃっているのだと思いますけれども、人的なことでは官民競争入札にかけられない理由になりません。

木場課長 検査の判断は機械が判断するのではなくて、最終的には現場の検査官が非常に定性的な判断をやらなければいけない。それも非常に劣悪な、暴力行為とか、そういう中で判断をしなければいけないということは、民に任せて本当に適正なチェックができるのかというところは我々は非常に疑問だと考えております。

小幡主査 事後的なチェックをする技術というのは、あるのであれば大事だと思います。専門技術的な判断。ただ、いずれにしても、今、定性的な判断とおっしゃいましたけれども、基準というのを決めなければいけない話で、機械ではないですけれども、なるべく機械に近いような形での基準を決めるというのは、これだけ大量なものを相手にするときには必須です。基準もなくやりますと、逆に不公正という問題が出てきます。したがって、なるべく詳細に基準を決める、その基準にのっとってやるというのが第1だと思います。官民競争入札の場合には、そういう基準を決めることによって委ねるとというのが一番ぴったりくるわけです。

木場課長 はい。当然そういう方向で定量的な基準を策定して物事を判断させるというのは必要だと思っておりますが、車というのは日々刻々変わりますし、非常に多様な、非常に技術も、進歩が日進月歩のような技術でございますので、今、その判定値はこれだと

いうふうに決められない部分、最終的には安全であるか安全でないか、例えば緩みとガタとといったって、どこまでが緩みで、どこからがガタかというのは、明確に個々の車ごとに判断というのはなかなか難しいわけです。それを、何ミリだったら、ガタはここまでよというようなことで決めるというのはなかなか難しいわけです。その車のユーザーの使い方は千差万別でございますので、その段階での判断がすべてなわけですから、そこをいちいちマネジメントしていくには、それは検査法人という形でしかないのかなと我々は思っております。

内山専門委員 その緩みとガタの違いがわかる技術は民間にはないんですか。民間の方だって、これは安全か安全でないか、そういったことがわかる経験的な知識は持っているはずなんです。つまり、おっしゃっていることは、そもそも民間の方はそういった経験的な知識を持っていないとおっしゃるのか、それとも、持っていても、民間事業者だから、何かそれをねじ曲げて、本当は不合格なのに合格させてしまうかもしれないということをおっしゃっているのか、その2つが今、渾然一体としているので、それを分けていただきたい。どちらですか。

木場課長 行政ですと、やはりそういうインセンティブが働く。

内山専門委員 技術は、知識は持っているんですね。

木場課長 いえ、技術の面についても、これまで検査法人というのは国とほとんど一体的に、国との連携のもとにいるんなルールメイキング、いわゆる審査事務規定も運用してきましたし、そういったノウハウはやはり持っているわけです。

内山専門委員 民間にはないんですか。緩みとガタの区別、経験的にこれは安全、これは安全でないというのを区別するようなものは持ってないんですか。

木場課長 なかなか難しいと思います。

小幡主査 ただ、民間の指定整備工場は、整備のところから、ふだんから自分でやる、むしろそうですね。

木場課長 指定整備工場の場合は、判断が難しければ、それは国に行ってくれと言って断ればいいんです。断ることができるんです。

小幡主査 難しいというのは、車の車種とか、そういうことで考えればいいですか。

木場課長 車種だとか、判断が非常に。

小幡主査 同じ車でも判断が難しいということですが、非常に一般的な車でも判断が難しいということはあるですか。

木場課長 いわゆるガタであるのか、緩みであるのか、遊びであるのか、そういったところの判断。

小幡主査 それをいちいちみて、今、工場が突き返すということがありますか。

木場課長 いちいちすべてはやりません。すべてはやりませんが、そういう境界的な事例があったときに。

小幡主査 基準については一定のものをお示しになる役割は勿論あると思うのです。そ

れは役割としてありますが、現実の車を検査するという、現場のことを、絶対民間ではやれないかという話でお聞きしているので、指定整備工場は整備からしていますけれども、最終的には安全な車をつくっていることは間違いのないわけで、もうそれは既に民間ができるということは、整備も含めていけば認めていращやるわけですから、それをここだけできないというのは、人的な国とのつながりということをおっしゃっても、根拠として難しいという感じがいたします。

したがって、是非お考えいただきたいのは、今ある 93 事務所、検査に携わっている職員の方も何人もいращやると思いますので、いきなりすべてと申し上げているわけではないのですが、できるところからやっていくという姿勢でお考えいただけないかということです。ですから、一番やりやすいところ、民間が技術のありそうなところで結構ですから、しかも車の種類等について何か歯どめが要るとか、難しいとか、そういうことがあるならば、そういうことも区別していただいても構わないと思います。ともかく、お話は承りましたけれども、再度、前向きに、さまざまな切り方はあると思いますので、1つやって、次第に広げていくという可能性もあるかと思います。官民競争入札のやり方については我々の方でどういうふうにやっていったかという実績はありますので、事務局のほうに、少し御相談いただいて、どういうやり方ができるかということを再度、是非、これは強く求めますけれども、検討いただきたいと思います。こんなところでよろしいですか。

それでは、時間になりましたので、本日の自動車検査独立行政法人についてのヒアリングはこれで終了といたします。できるだけ早く御検討いただいてお返事いただきたいと思います。それはまた事務局とやりとりしていただければと思います。では、どうも御苦労さまでした。

(自動車検査独立行政法人関係者退室)

小幡主査 それでは、少し休憩を挟みたいと思います。3時55分に再開することにいたします。

(休憩)

(独立行政法人国際観光振興機構関係者入室)

小幡主査 おそろいのようなので、始めたいと思います。

ただいまから国際観光振興機構の業務に関しまして御説明をお伺いしたいと思います。国土交通省総合政策局国際観光課、平田課長より説明をお願いします。国土交通省からの説明は15分程度といたしまして、その後30分程度質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

平田課長 それでは、国際観光振興機構(JNTO)について説明をさせていただきます。私の方から業務の概要と外国人観光客の来訪促進施策について御説明します。続きまして、観光資源課長の水嶋から通訳案内士の試験運営業務について御説明したいと思います。

す。

早速ですが、資料3をごらんいただきたいと思います。2ページをお開けください。「事業概要」ということで、JNTOでございますけれども、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他来訪の促進に必要な業務を行っておりまして、平成15年10月に独法に移行いたしました。

業務の概要、これは法律の引用でございますけれども、外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝、そのための海外宣伝事務所の運営、通訳案内士試験事務の代行等の業務を行っております。

資料をめぐっていただきまして、3ページでございますけれども、「組織・予算」の概要でございます。常勤職員数100名で、大体3分の2の66名が本部、東京で勤務、34名が海外事務所で勤務ということでございます。

予算については、28億円、このうちの大体4分の3に当たります21億円が国からの運営費交付金でございます。残りの7億円が自己収入等ですけれども、大体3億5,000万円が受託事業収入、残りの3億5,000万円が地方自治体及び民間企業、これはエアライン、ホテル等、観光関連事業の民間企業からの協賛金となっております。これが合計で7億円でございます。

組織図でありますけれども、管理部、経理部、事業開発部、海外市場開拓部、国内サービス部、コンベンション誘致部と6部体制でありまして、海外事務所は13事務所ということで運営をしております。

続きまして、資料の4ページでありますけれども、「外部資源の活用状況」ということで、ここでまとめて説明をさせていただきます。

委託業務といたしまして、現在、具体的な業務の実施において民間に委ねた方が適切と考えられる業務、これについては既に民間開放されております。これは定型的で補助的な業務と考えられるものについて、既に委託しているところでありますけれども、例示としましては、海外の展示会等におけるブース出展の際の設計業務、運營業務。それから、訪日外国人訪問地調査等の調査票の集計業務。それから、通訳案内士試験におきまして、試験補助員の派遣、受験者データの入力、受験票の印刷等、こういった業務については民間に委託をしているところであります。

委託先の形態、これはいろいろありますけれども、旅行業者、広告代理店、宿泊業者、人材派遣業者、コンピューターソフトプログラム開発業者等と、さまざまなところに委託をしているということでもあります。

委託方法、一般競争入札と随意契約でありまして、契約実績をごらんいただきますと、合計で4億7,000万余り。このうち5,900万円が一般競争、残りが随契となっておりますけれども、随契の4億のうちのはほとんどはJNTOの本部が所在する事務所の賃貸借契約、ユーティリティーの関係の契約が随意契約になっているところであります。

続きまして、資料5ページでありますけれども、諸外国の政府観光プロモーションの取

組み機関、実施主体の例であります。ごらんいただきますと、政府関係機関と書いてありますのは、JNTOのような特殊法人、あるいは独立行政法的な組織、政府が一部出資している組織であります。それから、政府機構の一部。これは国の観光部門が同時に政府観光局としての役割も担っているところでありまして、中国、香港、スペインがこれに該当するところでもあります。

なお、アメリカについては国家レベルでの観光振興組織はありませんでして、各州が観光プロモーションになっているのが現状であります。

以上、JNTOの業務の概要でございます。

続きまして、外国人観光旅客の来訪促進業務ということで、海外観光宣伝事務所の管理・運営について御説明いたします。

「海外事務所運営業務」でありますけれども、資料7ページであります。ここの地図にありますように、世界の主要な訪日旅行市場13か所に海外事務所を設けているところでもあります。この13か所の海外事務所によりまして、訪日旅客のうちの大体9割方をカバーしている地域に事務所が設置されております。

海外事務所の仕事でありますけれども、現地の旅行業者、消費者に日本観光情報の提供を行うと同時に、現地の市場動向について情報収集、これはマーケットの分析を行っております。

それから、現地の旅行会社と連携いたしまして、日本行きのツアーの造成・販売の支援を行っております。

それから、2003年からビジット・ジャパン・キャンペーンが開始されたわけではありますが、このビジット・ジャパン・キャンペーンの契約の主体は国ということになりますけれども、JNTOの海外事務所からの市場情報、その情報に基づく事業の提案といったものがビジット・ジャパン・キャンペーン事業の基礎資料となって生かされているところでございます。

資料8ページをごらんください。「海外市場開拓業務」ということで、訪日ツアー造成支援について若干詳しく説明させていただきます。

海外市場開拓業務でありますけれども、訪日ツアー造成支援という、旅行会社と一緒に提携して行う業務と、その基礎になる旅行目的地としての日本の認知度向上が車の両輪というべき形で相まって好循環をつくり出していく、こういったことを目指して事業を行っているわけであります。

まず、訪日ツアーの造成支援でありますけれども、造成の動機づけ、これは外国の旅行会社に日本行きのツアーをつくってもらうべく、説明会、セミナーを開催する、あるいは訪日招請、視察旅行に招待するとか、海外の旅行博で商談会を開催する、あるいは国内でも商談会を開催して、日本の受入側の事業者、JTBだとか日本旅行、こういった日本の旅行会社になりますけれども、そういったところとのマッチングの機会をつくるといった造成の動機づけ。

これの次の段階としまして、実際のツアーの造成ということで、造成に当たったのコンサルティング、コーディネーション、これは航空、ホテル・旅館、鉄道・バス、こういった宿泊施設、交通機関との仲介業務を行うといったことをやっております。

それから、実際にこのツアーを売るといった段階になりましたときには、販売支援ということで、JNTOと旅行会社が共同で広告を実施するといったこともやっております。

こういったツアーの造成支援と海外事務所の情報提供業務による日本の認知度向上が相まって、訪日旅客の増加を目指しているということでございます。

資料の9ページをごらんください。市場化テストに関する「国土交通省の見解」でございます。これは昨年と同様の見解で、今年も繰り返させていただくところでありますけれども、JNTOの行っております外国人観光客の来訪促進の業務は、国際的な相互理解の促進と観光振興の持つ意義を踏まえまして、公平かつバランスの取れた発信、新規市場の開拓ですとか、自治体、民間企業のさまざまな主体と連携した活動を行ってまいりまして、特定のところと組むということではなくて、利益追求にとらわれることなく公平に実施される必要のある業務と考えております。こういったことから、民間の主体に委ねた場合には適切に実施されない恐れがあるということで、独立行政法人が行うことが適当であるということでございます。

具体的に特定の民間事業者が受託した場合にどういう問題点があるかということでありますけれども、内外の旅行業者のツアーの造成・販売実績、それから今後の販売計画等、企業戦略にかかわる情報の入手に基づいてプロモーションを行うわけでありまして、そういった基礎となる企業戦略にかかわる情報の入手が困難になるのではないかと。

もう一つは、特定の地域、企業、あるいは収益に偏重した事業展開がなされる恐れが大きいのではないかとございまして。若干細かく書いてありますけれども、ニーズごとのきめ細やかな市場規模、市場動向に則した市場開拓業務、戦略方針の作成が行われない。それから、中長期にわたって多様な観光魅力の発信が適切に行われない。これは、短期的にすぐ売れるものについて特化してしまうのではないかと懸念でございまして。それから、旅行会社と航空会社の商品造成過程において、中立的なあっせん・仲介機能が行えないといったこと。これは例えばトーマス・クックですとか、クオニですとか、いろいろ海外の旅行会社がありますけれども、日本で宿の手配をやっているところはそれぞれ決まったところと組んでおります。これはそれぞれJTBであったり、日本旅行であったり、決まったところと組んでいるわけでありまして、こういった系列で仕事を任せってしまった場合には、その他の企業が排除される恐れがある、中立的なあっせん・仲介機能が行われない恐れがあるといった懸念でございまして。

3のところを書いておりますのは、公共サービス改革法におきまして、受託した民間事業者について守秘義務がかかるということでありますので、特定の民間事業者が受託した場合であっても問題は無いのではないかと御指摘がなされているわけでありまして、これに対する答えとしましては、私どもが考えておりますのは、情報を受け取って、

その人が漏洩する、しないということではなくて、そもそも事業者から情報が受託した民間事業者に入ってくるのかどうか。情報の出し手の問題を懸念しているわけでありまして、これが特定の色のついた民間事業者の場合には、情報の出し手、これは海外のツアー・オペレーターであるかもしれませんが、日本の旅行会社であるかもしれませんが、そういった出し手の問題として情報が入ってこなくなるのではないかと懸念しているわけでありまして。

それから、4に書いておりますのは、先ほど表でござんいただいたとおり、諸外国でも国際観光のプロモーション業務については、国または政府関係機関が担っているところでありまして、JNTOの業務は民間開放になじまないということで、昨年同様の見解を述べさせていただきました。

私からの説明は以上でございますので、続いて通訳案内士について御説明します。

水嶋課長 お時間の関係もでございますので、簡単に御説明させていただきたいと思えます。

11ページでございますが、「通訳案内士制度の概要」でございまして、これは、国土交通大臣が通訳案内士試験を実施する。独立行政法人JNTOは試験事務を代行いたしまして、合格者に対して都道府県知事が登録をする。登録証を交付して、通訳案内業務の適正な実施を確保しているということでございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページ以降でございますけれども、実は3年前に通訳案内士制度を見直すための法改正を行っておりまして、そのときの制度の改善案だとかを簡単に御紹介をさせていただいております。

お時間の関係もでございますので、詳細は省略させていただきますが、例えば ということと通訳ガイド試験制度を見直しまして、右の方に3とございますが、例えば他の試験の合格者に対して筆記試験の一部科目の受験を免除するということでございますとか、あるいはその下の でございますが、外国人の方にこの資格を取っていただきたいということで、外国において試験を実施するなどの制度の改善、あるいは運用の改善を行ってきるということでございます。

13ページでございますが、無資格の方がガイドをやっているという違法行為を防止するために、例えば通訳案内士登録証なるものをカードサイズ化いたしまして、この提示義務を強化するなどといった制度の改善も行ってきたところでございます。

14ページでございますけれども、現在、通訳案内士はどれぐらいの数なんだということでございますが、この棒グラフがでございます。受験者数が少しずつ増えてきておりまして、合格者数は平成18年で1,137名、累計で、左の方でございますが、1万958名の登録者の方がいらっしゃる。言語別の内訳が右下のとおりということになっております。

15ページでございますけれども、「通訳案内士制度の実施体制」ということで、これは1年間こういうサイクルで試験を遂行しておりますという御紹介でございます。実際には年明けから試験日程を決定したり、会場の手配をしたりということで、試験問題の作成に

取りかかり、5月から8月にかけて願書の受付などを行ってまいります。1次試験は、例えば今年の例でございますと9月2日に実施をさせていただいております。試験は1次試験と2次試験と分かれておりまして、12月から1月ごろに2次試験を実施するというところで1年のサイクルができておるということでございます。

16ページと17ページに所定の様式になるべく沿うような形で論点を整理させていただいております。細かいことは申し上げる時間がございませんので、ポイントだけでございますが、真ん中辺り、廃止すると生じる問題への影響でございますけれども、私どもの理解といたしましては、観光立国推進基本法及びそれに基づく閣議決定の推進、基本計画にも位置づけられておるのでございますけれども、通訳案内のサービスの向上は外国人観光客の来訪促進、受入体制の整備のために主要な施策の1つではないかということで、国家試験による資格制度で通訳ガイドの質の確保を図っておるということでございます。

これまでの見直し内容でございますが、一番下のところでございますが、試験監督員の補助業務などについて一部外注化するなど、これまで事務事業の効率化、重点化を実施してきたところでございます。

おめくりいただきまして17ページでございますけれども、事務事業の見直し案、民営化しない理由、他の法人に移管しない理由云々と書いてございますけれども、私どもの理解といたしましては、ガイドに必要な資質、これはどういう通訳ガイドサービスが外国人を受け入れるに当たってふさわしいかということの有無を判断するには、やはり全国レベルで外国人の旅行者ニーズの動向を把握しておったり、あるいは外国人旅行者の接遇に関するノウハウを有している者が試験問題の作成や合否判定を行うことが適当だろうということでございまして、現在、J N T Oが試験を代行しているという制度には合理性があるのではないかと私どもは考えておるところでございます。

しかしながら、J N T Oの業務の一層の効率的な運用を図るために、試験事務の実施に支障を来さない範囲を見極めながら、今、申し上げたような枠組みの範囲内で更なる外注化を進めるということは、これは大変重要なことではないかと私どもも考えておりますので、今後、具体的な外注化の進め方については更に検討を深めてまいりたいと考えておるということでございます。

入札実施予定時期とか事業開始予定時期は未定と書かせていただいておりますけれども、今年の試験はもう既に9月2日から1次試験が始まっております。最も早いタイミングで実施していこうということになると、来年の試験をターゲットにするのか、あるいはその次ということでございますけれども、この辺は、手続的にどういう手続を踏んで、どういう時間がかかるかということとの兼ね合いになってまいりますので、済みませんが、今日の時点では未定とさせていただいておりますけれども、なるべく早くそういうことを詰めてまいりたい。

契約期間、「1日～数ヶ月」と書いてありますが、1日というのは、便宜的に1日と書かせていただいております。すなわち、試験当日にやらなければいけないような事務に関

して言えば、1日単位の契約ということもあり得るだろう。あるいはもう少し、事前の会場確保でございますとか、そういったことをやるということであれば、一定の契約期間ということもあるだろうということで、これもどういう内容をアウトソーシングするかによって契約期間はそれぞれ変わってくるだろうということで、こういう書き方をさせていただいているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、ただいま説明になりました事柄につきまして質疑を行いたいと思います。御回答も含めまして4時40分ぐらいまでとさせていただきたいと思います。

この国際観光振興機構につきましては、当方と前々からかなりのやりとりがあったところでございまして、目的としては日本の国際観光を拡大して伸ばしていきたいということでございましょうから、それに民間の創意工夫も入れた形でやっていただいて何の問題もなかろうというのが当委員会としての意見でございますが、それに対して、ほぼ同じことが繰り返されているという状況でございます。

ですから、また繰り返しになるわけですが、情報の秘密保持義務については当然の前提ですが、送り手の話が出ておりますが、官民競争入札というのはこういうものであるということ十分にわかっていることが、官民競争入札という制度を使うことになれば、それは国交省さんの側に課せられるわけでありまして、官民競争入札であるから、そういう心配はないということ、全業者に対して、つまり、民間が受けたとしてもこの独法機構がやっているのと同じ立場だということ。当然、秘密は十分守られるし、不公正にわたることはない、そういう仕組みであるということ、きちんとして理解していただくと、それしかないわけです。つまり、官民競争入札というのは、法制度として、そういうことがないような制度設計をしているので、それを理解していただくことが大切です。それは広報等を通じて、国土交通省が、行政として、あるいは機構としてやっていただくというほかないわけです。そのような心配があるということ、理由として言われても、それはそういう心配はないという制度についてきちんとして理解してくださいとこちらは言わざるを得ないということになります。

例えば、海外の事務所はとても大事だと思います。海外にいる方に来ていただくわけですから、海外でどのように、日本が非常に魅力があるということ、発信していただくということがかなり重要だと思います。今、駐在事務所は何か所おありですか。

平田課長 13か所です。

小幡主査 非常に少ないと思います。私などが考えても、13か所といっても、国際的にいろいろな国から来ていただく、あるいは大きな国であれば、それを全国的に盛り上げていただくには、本当に13で大丈夫なのかという感じがするのです。例えば外国の駐在事務所について、官民競争入札として、民間にお願いするということも含めて、駐在場所を増やす、駐在というか拠点を増やしていくと、そういうことを考えていくべきではないか。

例えば、諸外国では国、政府関係機関が担っているというご説明については、大もとは勿論そうだろうということは十分理解いたします。非常に大事な政策ですから、それはわかるのですが、例えばハワイが日本人にもっと来てほしいと思えば、拠点を日本に置いて民間委託という形でやってもらうということは当然考えられるわけでありまして、拠点となる事務所までも全部自分でやらなければいけないという話ではない。ですから、根本的にもっと広い視点から開いていくべきだろうと思います。例えば、今の話ですが、外国の駐在事務所を取り上げて民間委託ということは十分考えられるでしょう。13事務所という現状が、1事務所ごとにどういう内容でやっているかはわかりませんが、もっと広がりを考えなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

平田課長 まず、情報が入ってくるかこないか、そこで十分説明をすれば理解が得られるのではないかと。

小幡主査 理解を得るようにしなければいけないということです。

平田課長 ただ、これは実際に出す人がどう受け取るかという問題だと思うんです。出し手の側として、仮に日本の政府観光局が実はJTB、JTBと名前出しますけれども、その子会社であるとなった場合、それとライバル企業の海外のツアー・オペレーターからの情報はなかなか入ってこなくなると思うんです。これは説明しても、ライバル企業に自分の売上情報といいますが、送客の実績を自ら報告するということはなかなか期待しがたいんではないかと思えます。民間の活力といいますが、民間の創意工夫を活用して、こういったサービスの改革をするというのがこの制度の趣旨ではないかと理解しておりますけれども、であればこそ、民間の厳しい競争関係というのもまた現実としてあるのではないかと思います。ライバル企業がやっているところに自分の売上情報なりを進んで出すということは、民間の行動形態として、なかなかこれは難しいんではないかと懸念しております。

それから、13事務所から増やすということは大変心強いお言葉なんですけれども、先ほど言いましたように、今、13事務所、日本に来る訪日外客の大体90%をカバーしております。あと10%をどうするかということなんですけれども、ビジット・ジャパン・キャンペーンをこの4年間やってきましたけれども、諸外国に比べて予算の面ではかなり限られた予算でやっております。これをどう効率的にやっていくか、どう選択と集中を図っていくかということで考えているところでありますけれども、今、直ちに13事務所から大きく増やせるというような予算の状況ではありません。

小幡主査 今、日本にいらっしゃる方の90%とおっしゃいましたけれども、それは今、日本に来る人の90%であるから、それをもっと増やしたいわけですね。

平田課長 その90%のところ海外事務所を置いて選択的、集中的に。

小幡主査 増やすということも勿論ありますけれども、13事務所の1事務所ごとの内容ですが、その働きがもっとアクティブ、非常に魅力的な働きをしていただければ、そもそもそのいらっしゃるパイを増やすのが目的なわけですね。

平田課長 はい。

小幡主査 そのために、今のシステムではなくて、むしろ同じ予算でも民間に委ねた方が良いのではないかという考え方はないですか。

平田課長 海外事務所も非常に人数が限られていますので、民間に委ねられる定型的、補助的な業務は既に外注を進めているところであります。先ほど御説明しましたような見本市のブースの設定ですとか、単純な調査票の回収ですとか、こういったものは既に民間に委ねているところでありますけれども、コアとも言うべき、旅行会社から情報を収集すると、こういったマーケットの情報収集については、民間に委ねると問題が大きいというふうに考えております。

内山専門委員 事実的な確認なんですけど、1事務所に平均して大体何人いらっしゃるんですか。

平田課長 日本人といいますか、J N T Oの職員が2人ないしは3人、現地職員が2人ないしは3人、こういった体制でやっております。

小幡主査 ハワイの州観光局というのは電通が受託しているみたいですね。

平田課長 その辺、事実関係、ハワイが電通かどうかは承知しておりませんが、電通であるとしたら、これは広告宣伝がかなり得意な観光事務所なのかもしれないですね。実際そういった事務所が旅行会社と一緒にツアーの造成をお手伝いするというのをやっているのかどうか、そこまでの仕事をやるのであれば、やはり広告会社にすべて任せるといわけにはいかないのではないかとというのが我々の考えでございます。広告宣伝とツアーの造成のお手伝い、これは、どんなところが日本で観光地として外国人には人気があるのかとか、ホテルはどんなところがあるのかとか、こういったデータベースを踏まえてコンサルティングに応じるといったことを行うのであれば、これはなかなか広告会社では適切なところは見出しがたいのではないかと考えております。

小幡主査 それについては、単に広告会社と言うべきかどうか、さまざまな可能性は秘めていると思いますので、余り同意できないが、いずれにしても、どこかの旅行会社が民間委託で受けると、ほかのライバルの旅行会社がというようなお話が多いと思うのですが、それは必ずしもそうではないと思います。要するに、来ていただくためには、その国における情報の宣伝、日本に関する宣伝が大変大事ですから、どういう旅行ツアーを組むのかという具体の話に直に行かなくとも、もう少し広い意味で、いろいろな形の宣伝のノウハウ、この国ではこういう宣伝をすれば一番良いというのはあると思いますから、そこは余り思い込まない方がよいのではないかと。つまり、旅行会社が取ったらライバルだというふうに常におっしゃるのですが、そこはそれほど決め込むものではないと思います。

平田課長 海外市場開拓業務、ツアーの造成の支援だけではなくて、先ほど8ページの資料で御説明したように、日本の認知度の向上、それから広告宣伝でプロモーションした内容を踏まえたツアーの造成と、これが車の両輪のように好循環をもって展開していくと、こういったことを目指してやっているわけでありまして。ツアー造成だけやればいい

ということではなくて、海外事務所でも、ツアーの造成で、そのためにどんなところが売れるのかということ踏まえた認知度向上の活動、これは勿論、現地の広告会社といいますが、新聞、メディアを使ってやっているところでもあります。

小幡主査 そうすると、そこで既に民間委託は十分にしていらっしゃるということですか。事務所は借りているのですか。

平田課長 全部借りています。自前のところは1個もないです。

小幡主査 そういうのも、どこかの旅行会社と一緒に入っているということですか。そうではなくて。

平田課長 いえ、そういうことではないです。たまたまどこかのエアラインと同じビルとか、そういうのはあるかもしれませんが。それは日本企業が集まる区域でオフィスを構えていれば、たまたまそういうことはあるかもしれないですけども、どこかに間借りしているということではないです。

小幡主査 おっしゃるように、限られた予算でありながら、どういうふうやっていくのが一番よいかということで官民競争入札も考えていただきたいというお話をしているのです。

内山専門委員 旅行会社が仮に委託先となったときに、ほかの旅行会社から情報が出なくなるということなんですが、そういう見方もあるかもしれませんが、逆にお互いに情報を出し合うことによって、結果としてマーケットが広がれば、最終的に自分の利益にもはね返ってくる。そのようにライバルである旅行会社も判断して、お互いに協調し合って情報を出しながらマーケットを広げていく、そういう行動に出るとということも十分考えられると思うんですが、それを頭から否定される理由は何があるんでしょうか。

平田課長 そこは、そういった行動に出るか、あるいはマーケットが広がっても、その中で自分のシェアが1%でも増えるか、あるいはマーケットが広がらないでも自分のシェアが1%でも増えればいいと、こういう行動に出るかという、民間企業の行動の読みだと思わすけれども、旅行業界は非常に競争の激しい業界です。これは日本に限らず、諸外国でも激しい競争をしていますので、ウィンウィンで、マーケット全体が広がれば自分の情報も出しましょうということはなかなか期待できないのではないかと考えております。

内山専門委員 もう一つ、情報を出すということは、それは本当に損失になることなんですか。つまり、逆に言えば、自らの損害になるようなコアな情報を既にこちらの機構さんに出されているんでしょうか。以前ヒアリングで出された事例などを読ませていただいてわかるんですが、例えば日本に来るスキーツアーの客の数はそんなにコアな情報とは思えないんです。

平田課長 そこは、初めてこういった提携を始めたところからは、なかなか教えてもらうのは難しいです。そこは長いつき合いを経てもらえるようになる情報だと思います。何人送っているかというのについてもですね。勿論、我々JNTOで興味のあるのは、何人送っているんだと、それから、顧客の大まかな年齢層で、どんな年齢層の人が行っている

のかとか、こういったところに興味があるわけですし、それ以上の顧客データ、何のだれべえだと、こういった個人データは興味ないし、これは頼んでも出てきません。ただ、大まかな数字であっても、何人ぐらい日本に毎月送っているんだという話については、商売がたきであれば、これはなかなか出てこないと考えております。

小幡主査 新しい、こういうツアーが意外と人気があるらしいとか、どこの旅行会社が新しいツアーを始めたというのは、だれでもわかりますよね。ライバル会社はすぐに情報収集できます。

平田課長 それは何か月か遅れですね。

小幡主査 その遅れのこと、情報が出てこないのではないかという話を先ほどから言ってるんですか。。

平田課長 実際ツアーができて、そのツアーがどれだけ売れているのかというのを我々はフォローしているわけですね。毎月どのぐらい日本へ送客していますかということなんですけれども、それはライバル企業に出ていくような情報ではないんではないかということです。

内山専門委員 そういった情報を流すことが問題なのは、例えばA社がこういう商品を開発したという情報を、普通だったらB社には渡さないのを、B社が市場化テストを受けているので、B社が情報をぽっともらって、それをB社の独自商品としてやってしまう、そうするとA社が本来得べかりし利益を損なってしまうと、具体的にはそういうことですか。何でスキーツアーの情報を出すことがそんなに損失なのかということなんですけど、それはなぜでしょうか。つまり、情報を出すことのコスト。

小幡主査 時間のちょっとした遅れの話ですか。

平田課長 カタログが出て、B社がこういうツアーを売っていると、これはカタログを見ればわかります。ただ、そのカタログに基づいて、何人B社が集客して日本に送っているのか、どのコースがより売れているのかとか、これはB社に聞かない限りは出てこない話で、ライバル関係にあるA社が政府観光局の仕事をしていれば、そこには売行きの情報は入ってこないんではないかということです。時間の遅れの問題ではないです。

内山専門委員 情報をライバル社が取ると、例えばA社の情報がB社に流れると、A社にとっての損失は何かということです。何でそんなに情報を出すことを嫌がるのか。

平田課長 売行きがわかれば、次の期、何か月か遅れになるかもしれませんが、売れる方に自分の商品構成もシフトしていけばいいわけだし、そういうことですね。

内山専門委員 入札のときの実施要項でいろいろ縛りがかかることができると思うんですけども、仮に受託したB社が自分の好きなように情報を使ってやってしまったということがあれば、それは結局、B社が自分の方向に利益誘導しているのではないかとわかってしまうわけです。情報を悪用したということが明々白々にわかってしまうようなことをそんなに簡単にやるとは思えない。特にこれを受託するような企業は恐らく非常に有名な旅行会社である可能性が高いと思うんですけど、そのような非常に社会的な信用度の高いとこ

ろが自分の名声に傷がつくようなことを平気でやるかということについて、どうしても疑念があるわけですね。

平田課長 受託した会社がどう行動するかということもさることながら、受託した会社が有力な旅行会社であるということを海外の旅行会社がどう見るかということをお我々は懸念しているわけです。

小幡主査 海外の旅行会社がということをお言っているわけですね。

平田課長 そうです。送客情報について得たいというときはですね。

小幡主査 こんなことは御専門でしょうけれども、ツアーは最初集まらなくても、徐々に、広告をしっかりと工夫すれば集まってきたりしますね。それこそが民間の競争で集めることも可能なわけだから、最初的人数が実際に集まらないという情報がそれほど大事か、本質的にそんな気がするのですね。少し待ってれば集まり出すようになるかもしれないし、それはやり方が下手だから集まらないのかもしれない。そういう話なんではないかと思うのです。

内山専門委員 それに、例えばA社があるツアーが非常に需要があると見込んで、これを開発した。現にJNTOさんがやっっていることは、それをA社から聞いて、これは日本の戦略として、こういった方向にシフトしようということをおやるわけですね。要するに、そういう意味では、やはりA社の情報がB社、C社に流れているということだと思っうんです。言い換えれば、逆にそういった需要のあるところに、A社が需要があると見込んで、B社もそこに流れ込むということは、マーケットを大きくするということで、それはそんなに不都合なことではないと思っうんです。要するに、今、JNTOさんがやっっていることと、市場化テストで民間事業者が受託したときと、どれほど違いがあるか。いろいろと御説明されているのはわかりますけれども、まだ依然として説得的でないとお我々は考えます。

小幡主査 繰り返しになってしまっっています。これは去年からやっっている話ですから、余りに平行線で、どうおっしゃられても、そこのおところは説得的ではない。同じスキー客がいいのであれば、たくさんのおツアーが出れば、魅力的なので競ってくだされば、総合的に見ると日本に來られる方は増えるわけです。ですから、秘密保持、情報が來ないといっっても、ちょっとしたタイムラグはあるかもしれませませんが、先んじた方が若干よいという程度で、これはすぐに明らかになる情報で、しかも集客の情報も調べようと思えば結構調べられたりする。それほどの秘密情報といえるかという感じがはっきり言っいたします。

平田課長 これはまた去年の繰り返し、御説明する例も去年の繰り返しになるんですけども、スキーのツアーについて、例えばオーストラリアからの北海道ツアー、どのぐらいのマーケット規模があるんだというのを調査します。オーストラリアの旅行会社、ABC各社、それぞれ日本のどこかの旅行会社と結び付いているわけですけれども、このABC各社、どれぐらい日本に送っっていますかと聞きます。

このとき、JNTOといっいますか、中立的な機関であれば、それぞれ素直に、このぐら

い送っていますよと、トータルのマーケット規模が出てくるわけです。そのマーケット規模が予想外に大きければ、今まで扱っていなかった、ABC社がやっていたとすれば、今までやっていなかったD社、今まで送客ゼロだったD社も、そのマーケット規模を見て、やりましょうかと、こういう気になるかもしれません。

ところが、ABC社が今、送客をしていて、そのうちのA社がどこかの系列というか、受託した会社とは違う系列であって、A社の情報が入ってこなかった結果、マーケット規模が半分、あるいは6掛けといった結果になるとすると、それを見て、別にマーケット規模はそんなに大きくないではないかと思ったD社は始めないのではないかと。こういったことで、マーケット情報といいますか、市場の規模の情報はできるだけ公正な立場で幅広く集められることが望ましいのではないかとということも去年も御説明していたと思うんです。

小幡主査 今のお話では、情報が入ってこないということが、非常に困った大変な状況だというふうに御判断なさっている点と、もう一つ、その前に、必ず情報が入ってこないことになるという部分と2つにおいて、我々の見解と違います。困ったことになるというのは、恐らくかなり専門的なことがあるのかもしれないが、情報が入ってこないことになると決め込んで、だから官民競争入札はできませんと言われても、その前提は違うと我々は言わざるを得ないので、ここのところは平行線になってしまうのです。平行線と言っているかもしれないのでさらに申し上げますが、結局、官民競争入札は公共サービス改革法に基づいてやることになっているのですが、今まで独法について、政独委も有識者会議もさんざんやってきたわけですけれども、今回は、特に経済財政諮問会議が、全独法について、特別なものとして見直すようにということで我々の方にも指示が来て、今回のこういうヒアリングになっているわけです。

したがって、今までの、そういう不安がありますからできませんと同じことを言われても、今回については姿勢を変えていただかなければいけないということになります。したがって、同じ平行線のやりとりをしていてもしょうがないので、そういう危惧があるということは承りましたが、それは法制度的な枠組みの中ではどうしても理由にならない。したがって、官民競争入札について、今回、そういう指示を特に受けて閣議決定されたものとしてきているもので、今までの姿勢と違って、別に取り組むというような姿勢を出していただかないと、我々のミッションとしても困るという状況があります。今まで言ってきたものの繰り返しですが、ともかく、およそ観光の情報は国、独法でないと取れないというのはかたくな過ぎますので、どのような形でもよいですが、再度御検討いただきたいと思えます。

もう一つ、通訳案内士試験事務のこともお話ししなければいけないのですが、これについては、今回、ある程度民間でやらなければいけないのではないかと問題意識を持ってくださったようで、それは評価したいと思います。従来も試験当日は民間に手伝ってもらっていたわけですね。

水嶋課長 そうですね。全国8都市で試験をやっています、JNTOの部長さんも休

日をつぶして、全国8会場に散らばって出張して試験監督実務などをやっているんですね。それだけでは物理的に人手が足りませんので、まさに試験会場の監督の補助要員みたいな人はアウトソーシングして雇ったり、そういうことをしてきた。例えば1つの例です。

小幡主査 それはどの試験でも常識だと思うのです。日本で国家試験はたくさんありますが、その委託をやっていないところは多分ないと思います。今回、情報処理技術者試験について、民間競争入札でという話になっていて、既にそういう取り組みがありますので、そこなどを参考になさったらよいと思います。やはり試験業務というのは、当日の机といすの何とかとか、監督だけではなくて、結構産業として民間業者がおりますので、やれるようなところがありますので、試験については、そこに対してかなり一体的な業務として出すことが可能です。したがって、これから検討という姿勢は出していただいたのですが、既に今やっているようなことでお考えになっても余り意味がない話なので、すでに例もございまして、民間のやっているところはある程度ノウハウがありますので、効率よくやれると思います。官民でやっていただいても私は構わないと思います。今やっていらっしゃるものがかなり効率的に試験ができているということであれば、別に民間入札ではなくて、官民で比べていただいても勿論構わないと思います。

今後、来年度以降の試験ということですので、そうは言っても結構時間はなくて、じっくりお考えになってということであれば、勿論その次ぐらいでも構わないですが、余り細切れにすると民間のよさがどうしても出ないので、ある程度大づかみにしていただく形で、官民競争入札、あるいは民間競争入札をお考えいただきたいと思います。制度設計自身がこれからですので、是非事務局とも相談していただきたいと思います。この点について、何かございますか。

水嶋課長 御指摘ももっともございまして、経産省の例があるというのは我々も十分認識しておりますので、それを制度設計の参考にして取り組ませていただきたいと思っております。こういう段取りで来年のこの試験からできますとこの場で言い切れればかっこいいんですけども、そこは済みません、まだ我々も緻密な制度設計の検討に入っていないものですから、不当に遅延させるつもりは全くございまして、なるべく早い段階でそういう体制に移行したいと思っております。それが本当に来年の試験からできるか、残念ながらもう1年かかってしまうかというのは、これから詰めさせていただきたいと思っております。

実は、前半の議論とも関係するんですけども、私自身、JNTOの業務を見ていて、皆さん相当一生懸命、モラル高くやってくれているんです。彼らも独立行政法人に対して、やはりいろいろな意味でルールがあって、いろいろな意味で制約がある。その中で、自分たちのコア・コンピタンスは何かということを実は彼らはすごくまじめに考えてくれています。その中で集中すべきところに自分たちのリソースを集中して、アウトソーシングできるところはアウトソーシングしていきたいという思いは実はすごく持ってくれている法人だと私自身は思っています。

今回の国家試験業務についても、彼らはすごく責任感が強いものですから、全部自分たちでやるようなスタイルに近かったと思うんですが、まさに彼らに与えられたリソースの中で何に特化するのがいいのかということ考えたときに、この国家試験の、どういう人間を通訳としてクオリファイドしていくのかという根幹の部分はまさに政策的な要素がありますので、我々とJNTOがやらなければいけないと思うんですが、それ以外の実施業務については大胆にアウトソーシングして、彼ら自身をある意味楽にしてあげるということは、私自身すごく必要なことだと思っております。JNTOもそういう意識が実はすごく強うございまして、今、平田課長が申し上げたような、本当にインバウンドの数を増やすためにということで、彼らは海外事務所でリソースを集中的に発揮して、すごくコア・コンピタンスを発揮していると思いますので、この法人が我々のインバウンド業務を進めるに当たって、アウトソーシングすべきところはして、重点化すべきところはしたいという思いは我々自身もすごく強く思っております。そういう意味では、今回こういう御議論させていただいて、少なくとも通訳の試験に関して言うと、これを1つのきっかけにさせていただいて、大胆にアウトソーシングしていきたいということは通産省の例などを参考にしながら考えておりますので、そこは不当に遅延させるつもりも何もございませんので、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、通訳案内士試験については御検討いただくということで、本体、何かまだ平行線のようにお思いかもしれませんが、少しでも、何ができるかということで、是非もう一步お考えいただいて、本当にそういう問題があるかどうかというのはやってみたらわかりますから、その結果、無理でしたということであれば、それはそれで撤退ということで構わないと思います。できない理由はもう聞いていますので、繰り返される必要はないので、この独法についての閣議決定の方針について、この機構がどのように対処されるかということで改めてお考えいただきたいと思っております。

平田課長 閣議決定はよく承知しているつもりですが、一言言わせていただきたいのは、こちら閣議決定に基づいて2010年までに訪日外国人客を1,000万人にするというミッションを負っています。今おっしゃったように、やってみてダメだったら撤退するというような時間的な余裕はなかなかないんじゃないかと思っております。懸念のないような形でできるのであればともかく、懸念が残るということであれば、やってみてダメだったらやめればよいということでは、我々のミッションは果たせないのではないかと思っております。

小幡主査 一言だけ言いますが、それは御懸念であって、国交省さんと機構がお持ちになっている懸念に過ぎません。

平田課長 今、やってみてダメだったらやめればよいとおっしゃったんで、それはなかなか、2010年までの期限付きのミッションを負っているJNTOとしては難しいんじゃないでしょうかということでございます。

小幡主査 独法の効率化も一種のミッションなのでね。そちらも、今の目標について、マイナスになってよいという形で取り組まれるわけではないと思っておりますから、あくまで、更

にプラスになるような形で官民競争入札をお考えいただきたいということでお話ししている
るので、そういうふうに取り取ってください。

内山専門委員 一言。インバウンドを増やすというミッションについて、私も心の底か
ら賛成しております。我々として、まさにその目標を達成するためにも、より業務を効率
的に、そしてよりよいサービスを提供できるよう、この市場化テストを使うべきだと、そ
ういうスタンスからお話し申し上げている次第です。是非前向きな御検討をお願いいたし
ます。

小幡主査 ということで、どういうやり方があるかとかも含めて、事務局と相談いた
だいてお返事いただきたいと思えます。

それでは、本日はどうも御苦労さまでした。

(独立行政法人国際観光振興機構関係者退室)

小幡主査 それでは、本日の施設・研修等分科会は終了させていただきます。どうもあ
りがとうございました。

(傍聴者退室)